

第九十四回国会
衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和五十六年二月十八日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 塩崎 潤君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 伏木 和雄君

理事 足立 篤郎君

後藤田正晴君

佐藤 一郎君

山下 登君

栗山 明君

山口 鶴男君

安藤 巖君

理事 小泉純一郎君

理事 松本 十郎君

理事 新村 勝雄君

理事 中井 治君

上村千一郎君

高村 正彦君

瀬戸山三男君

浜田卓二郎君

堀 昌雄君

岡田 正勝君

小杉 隆君

出席政府委員

自治省行政局選
挙部長

大林 勝臣君

委員外の出席者

議員

後藤田正晴君

議員

片岡 清一君

警察庁刑事局捜
査第二課長

漆間 英治君

自治省行政局選
挙部長

岩田 脩君

特別委員会第二
調査室長

秋山陽一郎君

委員の異動

二月十八日

辞任

補欠選任

佐藤 一郎君

高村 正彦君

渡海元三郎君

浜田卓二郎君

古井 喜實君

栗山 明君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(竹下登君
外二名提出、第九十三回国会衆法第一七号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

竹下登君外二名提出、公職選挙法の一部を改正
する法律案を議題とし、審査を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 後藤田さん、片岡さん、どうも
御苦労さまです。こうして質問をする側とお答え
になる側とで後藤田さんとお会いするのは、もう
十数年ぶりでありまして、大変なつかしく感ずる
次第であります。

そこで、まずお尋ねしたいと思うのですが、最
近よく金のかからぬ選挙を実現しなければならな
い、こういうお話があるのですが、金のかからぬ
選挙という、何か自然現象のような感じがする
わけでありまして、これはどうも少し間違ってい
るのではないかと。金をかける選挙をやめなけれ
ばならない。自然現象で金がかかってくる、それを
少しやめなければいかぬというのではなくて、本
質的には金をかける人がいる、その金をかける選
挙をやめさせなければいけないということではな
いか。認識の問題であります。私はそう考えて
おります。選挙の経験者でもある後藤田さん、御
感想はいかがですか。

○後藤田議員 両方であろうと思います。

○山口(鶴)委員 両方の要素がない、絶無である
というふうには私も思いませんけれども、やはり
力点は、金をかける人がいる、金をかける選挙が
ある、これをなくしていかなければいけないとい
うふうに考えることの方が、より比重が重くなけ
ればいけない、重点はそこになければいけない、こ
う思うのですが、いかがですか。

○後藤田議員 もちろん山口さんおっしゃるよう
な面があると思います。また、その御議論も適切
な御意見だと思いますが、同時に、いまの選挙が
個人本位の選挙であります。これはやはり個人
本位の選挙から政党本位の選挙に移すことが一つ
の基本ではなからうか、こういう意味で、両方じ
やありませんかと申し上げたわけでございます。

○山口(鶴)委員 片岡さん、弊害を具体的に言え
ば、どういう事態を想定しておられるわけです
か。

しかし問題は、現在の選挙は個人選挙の傾向が
強い。そういう中で金をかける選挙ということが
まかり通っている。そういう中で金をかける人も
おる。特定の県の名前を挙げるのは失礼だと思
いますから挙げませんけれども、金権何県というよ
うな御批判が出るのも、そういう現象のあらわれ
ではないかと思ひます。そういう意味で、金のか
からぬ選挙、否むしろ、金をかける選挙を絶滅す
る、絶滅というのはいさよと行き過ぎかと思ひま
すが、できるだけ自粛をさせていくという努力を
私たちお互いがしなければならぬのじゃない
か、かように思っております。

○片岡議員 一日のうちに二、三回場所を変えて
やるという場合、その場所というもののの中には、
屋外においてやるというようなことも行われまし
て、その場所が祝いの酒をやるというような弊も出
てきておるようであります。そういうことをでき
るだけ慎むということ、一日一回、こういうふう
に規制をしたわけでございます。

同時に、公職選挙法を改正いたしましたして、より
政党本位の方向に持っていくということ、これは
私たちが当然考えなければならぬ課題である
と思ひます。

○山口(鶴)委員 趣旨はよくわかりました。
そこで、そういう趣旨であるといいたしますと、
選挙事務所が余りにも大き過ぎるということが問
題ではないかと思ひます。これもある週刊雑誌
に、かつて五十四年十月の選挙の際に報道され
たのですが、別にどこというところは申し上げませ
んが、二万平米に上る大敷地の中に二階建てのプレ
ハブが四棟建ておる、二階建てのプレハブが二
棟建ておる。うっかり入りますと迷子になると
いうことで、ガードマンの方がおまして交通整
理をする、あるいは案内をしなければならぬ。
中に三百人ぐらゐ一遍に食事ができるような大食
堂もしつらえてある。電話戦術をおやりになる。
これは大いにやっつけていかねばならないと思
ひます。その電話をかけること、その部屋に行きま
す、五十台も電話を並べておられるというような
ことが、ある週刊雑誌に報道されたことがありま
した。

そういう意味で幾つかお尋ねをいたしたいと思
ひますが、今回の自民党さんの御提出の法律案要綱
の第二を拝見いたしますと「選挙事務所に関する
事項」というのがございまして、「選挙事務所ご
とに、一日につき一回を超えて移動することがで
きないものとする」ということになっております。これは
選挙事務所を移動する、選挙の事務所開きを行う、
選挙事務所開きが何回も何回も行われるというこ
とは、そこにやや問題が発生する余地がある、こ
ういうお考えで、これを提案したと思ひますが、

いかがですか。

○片岡議員 そのとおりでございます。そういう
弊がだんだん出てきておるといふ状況でありまし
て、それがやはりいろいろ買収、薬応につながる
可能性があると、このこと、これをやめよう、こ
ういうことにしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 片岡さん、弊害を具体的に言え
ば、どういう事態を想定しておられるわけです
か。

○片岡議員 一日のうちに二、三回場所を変えて
やるという場合、その場所というもののの中には、
屋外においてやるというようなことも行われまし
て、その場所が祝いの酒をやるというような弊も出
てきておるようであります。そういうことをでき
るだけ慎むということ、一日一回、こういうふう
に規制をしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 趣旨はよくわかりました。
そこで、そういう趣旨であるといいたしますと、
選挙事務所が余りにも大き過ぎるということが問
題ではないかと思ひます。これもある週刊雑誌
に、かつて五十四年十月の選挙の際に報道され
たのですが、別にどこというところは申し上げませ
んが、二万平米に上る大敷地の中に二階建てのプレ
ハブが四棟建ておる、二階建てのプレハブが二
棟建ておる。うっかり入りますと迷子になると
いうことで、ガードマンの方がおまして交通整
理をする、あるいは案内をしなければならぬ。
中に三百人ぐらゐ一遍に食事ができるような大食
堂もしつらえてある。電話戦術をおやりになる。
これは大いにやっつけていかねばならないと思
ひます。その電話をかけること、その部屋に行きま
す、五十台も電話を並べておられるというような
ことが、ある週刊雑誌に報道されたことがありま
した。

選挙事務所の移動を制限なさるということ考

えました場合に、当然余り過大な、世界一とは言わなければならない。日本一の大選挙事務所といううなものがある。また、その近くには、ややその三分の二ぐらいの規模の大事務所が建つておるというような状況は、これはやはり考えてみる必要があるのじゃないか。候補者の御本人にしたって、そんなものをやりたいというお気持ちだったのじゃないだろうと思うのです。周りのいろいろなことがあって、周囲に御熱心な方が余りにも大ぜい過ぎて、そういうような事態になったのかも知れません。といたしますと、やはり選挙事務所の移動の回数のみならず、敷地、建物の制限というものも当然、片岡さんなり後藤田さんの頭のどこかのすみにはおありだったのじゃないだろうか、こうも推察するのですが、そういう点のお考えはございませんでしたでしょうか。

○片岡議員 選挙事務所のことについては、たゞいまお話がございましたように、非常に特別な広さを持つたものをお使いになったという実例があるということでございますが、私はその週刊誌のものは読んでおらなかったのですが、大体これは一様に規制するということは大変むずかしいことであろうと思います。それぞれのやはり候補者の都合によりまして、また、地域の、集まってくる人たちの状況にもよりまして、これを一様に規制するということは大変むずかしいというように、ここで、いろいろ検討はいたしました、まあこれは常識的にやっていくということで、それでいいのじゃないかというように、今度の規制の中には取り入れなかったわけでございます。

○山口(鶴)委員 自治省の選挙部長さん、お見えのようでございますが、自治省の選挙部として、やはり全国で選挙が行われる、その場合の選挙事務所がどの程度の規模のものがあるのかというようなことについて、ある程度御調査といいますが、実情把握と申しますか、そういうことはおやりになったことはございませんか。

○大林政府委員 現行法では、選挙事務所につきましては、設置あるいは個所数、異動、そういうい

た問題を規制しておるだけでございます。規模についての特段の制限を設けておりません。たゞ、従来、選挙事務所の規模の大小につきましては、特に調査いたしたことはございません。ただ、ここ数年來いろいろ一部におきまして、いま仰せのような形態の選挙事務所もあるという事は耳にはいたしておりますが、特に私どもの方で事務的に調査したことはございません。

○山口(鶴)委員 そこで、お尋ねしたいと思うのですが、一面では法定選挙費用というものがあるから、そういうべらぼうに大きな敷地で、また、べらぼうに大きな建物で選挙をやるということになれば、おのずから法定選挙費用の側から規制を受けるのではないだろうかというの、自治省の選挙部としてのお考え方なんでしょうか、そうでございますか。

また、そういうことを耳にしておられるということでございますから、とすれば、そういう余りにも大きな選挙事務所を設けた場合に、法定選挙費用の上からいってどうかという御感想も当然お持ちになったのではないだろうかと思ひますが、その辺の御感想というか、疑点というか、そういうものをお感じになったことは、自治省でございますか。

○大林政府委員 現在の選挙運動に関する規制と申しますのは、御承知のように選挙運動費用を押さえる一方、その選挙運動費用制限の実効を期するといふ意味合いもかねて、個々の選挙運動の規制という両面で規制が設けられておるわけであります。確かに選挙事務所につきましては、規模その他の規制が特段ございせんために、選挙運動費用の中で選挙事務所経費も賄っていただくシステムにはなっておるわけでございますが、特に非常に規模の大きい選挙事務所につきましては、地域によって違いますけれども、非常に経費もかかるであろうというところは推測できます。

そこで私どもも事務的に、果たして選挙事務所の規模について何か考えとすれば、どのような考え方があるだろうかということを検討したこと

もでございます。ございませうけれども、なかなか建物の形態、敷地の面積、それぞれ雑多でございますために、一定の敷地の坪数であるとか、あるいは建物の坪数であるとかいうことを法律あるいは政令の上で特段の基準を設ける技術的な工夫がなかなかつかないというのが現状でございます。

○山口(鶴)委員 公職選挙法の施行令第百二十八条の二「実費弁償及び報酬の額の基準等」というのがございます。ここで鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、弁当料、茶菓料、こういったものについて一定の制限を行っておるようでございます。それからまた公職選挙法の百三十九条「飲食物の提供の禁止」というのを見ますと「選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者に対し、公職の候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて十五人分(四十五食分)」を提供することができるといふような規定があるようです。そうしますと、三百人一度に食事ができるような大食堂それから、それに提供するたために御飯を炊かなければいけませんので、そのために三人の方が常時炊き専門で、この仕事をしておられるというふうな報道が週刊雑誌にあったのですが、そういうような状況がもし事実であるとするならば、当然この公職選挙法の百三十九条なり私が読み上げた政令なりというものからいって、これははみ出すことは明らかではないか。

それで自治省の選挙部としても、そういうような状況があるというのを耳しておられるということだとすれば、この選挙法の規定からいって当然これは問題がある。当然公職選挙法の百三十九条なり私が読み上げた施行令なりに違反するおそれのある状況ではないか、こういうふうに御判断なさるのが当然ではないだろうかと思うのですが、この点、選挙部長さん、いかがでございますか。

○大林政府委員 御指摘のように公職選挙法では、選挙運動に関して飲食物を提供してはならない

ものであるとか、あるいはいろいろな運動員に対する実費弁償の単価を定めております。したがって、選挙事務所におきましていろいろな飲食物を提供することになりますと、間々、選挙運動に関して飲食物を提供したということになるかと思ひます。ただ、そういう行為をする、あるいは政令で決めておる単価以上の金員を支給するという問題は、直接には選挙事務所の規模というものは関係のないものでございまして、選挙事務所の態様、規模のいかんにかかわらず、飲食物の提供をするとか単価以上の金員を払うということになりますれば、その面で違反となるということでございます。

○山口(鶴)委員 おっしゃることはわかります。選挙事務所が小さくたって、ほかで幾らでも飲食物の提供をやればやれるじゃないか、それはおっしゃるのとおりだと思うのです。ただ堂々、選挙事務所を構えて、そこに大食堂がある、御飯を炊く人が三人、専門で日夜奮励努力をしておられるというふうなことであれば、これは明らかに堂々と公職選挙法に違反する事態がまかり通っておるといふふうに思うのがあたりまえではあります。ですから結局、事務所にそういう膨大なものがあるということが、すなわち選挙法なり施行令なりに違反する事態を起こしやすいか。とすれば、そういうものに対して法令を守らせるといふことをお考えになるならば、当然、選挙事務所等の規模等についても一定の制限を加えた方が、いざば法令が守りやすい状態をつくることになる。

私は何も、その御本人がどうこうと言っているわけではございません。御本人がそういうことをしたくなくとも、周りが熱心過ぎて、わいわいやることもあり得るだろうと思うのです。とすれば、それを規制するためにも、選挙事務所なり建物というのについて一定の制限を加えることの方が、より効果的な実効を上げることができるといふのではないだろうかということを、自治省の選挙部と

してはお考えになるのがあたりまえではないかなという趣旨で申し上げているわけです。いかがでしょうか。

○大林政府委員　そういう選挙事務所の規模の制約問題につきましては、数年来、当委員会におきましても御意見のあったところがございます。私どもとしまして、なかなかその実態の把握ができませんので、試みに選挙運動費用の収支報告の中で、どういう程度の、選挙運動費用の中の選挙事務経費の占める率があるのかというのを一遍目を通して見たのでありますけれども、これまた候補者の方々によって、まことに区々まちまちでありまして、非常にわずかな金額で済まされておられる方もあれば、かなりの多額の費用をそれに費やしておられる方もございます。そういうこともございまして、いろいろの御意見を踏まえて、場合によりまして、何か選挙事務所の形態あるいは規模について考えようがあるのではないかと、そういうような気持ちで考えてみたのでございますが、先般お話し申し上げましたように、規模の問題をどういう合理的な基準で押さえ、それが十分に確認できるかという基準がなかなか見つけがたいところでございます。

○山口(鶴)委員　片岡さんでも後藤田さんでも結構ですが、今回提案されました方にお尋ねしたいと思うのです。

選挙事務所の規模について、たしか、わが党の議員がかつて公選の特別委員会で議論したこともあったと思います。また、いま私が申し上げたようなことは、お二人とも御理解をいただいております。今回はこういう提案にしか至らなかったけれども、自民党の公選対策特別委員会のメンバーである後藤田さんなり片岡さんとしては、将来選挙事務所の敷地あるいは建物の坪数等々については、やはりある程度制限しないと、公職選挙法ないしは施行令の関係からいって問題だな、今回はできなかったが将来は考えてみようかなというふうなお気持ちもないではないのではない

ろうか、こう推察もするわけなんです、その辺はいかがでございますか。

○後藤田議員　御説のように、とてつもない選挙事務所があることも事実です。いまのところは、そういう場合には事務所経費がかさみますから、法定の選挙費用で押さえてある。同時にまた地域によってもいろいろ千差万別ですので、自治省当局としては、この問題いままでも手がついておりません。

しかし、仰せのように余り必要以上のものをつくったって意味のないことですし、同時にまた、そのこと自身がはでな選挙ではないかということになりますと周辺から注目を浴びますから、そういったことはできるだけ避けたい方がいし、といつて、いまあることも事実ですから、ならば、やっぱりこれは先行きの検討課題にしてしるべきであらう、かように考えます。

○山口(鶴)委員　自治省の方、どうですか、やっぱり検討課題だと思えますか。

○大林政府委員　事務的な研究は続けてまいりたいと思います。

○山口(鶴)委員　ひとつ大いに検討をしていただきたいと存じます。

さてそこで、一般選挙民といえますか、一般市民と申しますか、市民の側からも、法定選挙費用があるということは知っているわけですね。片や非常に過大な事務所がある、非常にはでな事務所があるということになりますと、どうもおかしいな、あれで法定選挙費用の中でおさめるはずはないよというふうに思うのが常識だろうと私は思うのです。そういう疑問も当然市民の皆さんがをお持ちになる。そして事務所の方に、これは一体どういうことかと聞くと、いやこれは、選挙事務所の経費は選挙事務所の経費、しかし、おれの事務所にはちゃんと後援会の立て札も立ってあるじゃないか、したがって、そちらはその後援会の仕事としてやっているんだというふうにお答えになるケースもあったやに聞いているわけなんです。しかし、この点は選挙部長さんにお尋ねします

が、選挙期間中の後援会活動というものは、当然一定の制限があるはずだと思うんですが、いかがでございますか。

○大林政府委員　後援会活動にはいろいろな形態のものがあるわけですが、一番重点で行われておりますのは、その後援会が後援をする政治家のために、その大成を願って、いろいろな政治活動を行っておられるわけでありまして。ただ、これが選挙期間中になりました場合には、まず第一に選挙運動との関係が一体どういうことになるかということが問題になるわけでありまして、後援会活動が、常時は政治活動ということではありましようけれども、選挙期間中に入りますと、選挙運動的な色彩が非常に濃くなるということもまた常識であらうと思えます。したがって、一般の選挙運動に関する規制というものが、その後援会活動にも当然かぶってまいりましようし、それから、御承知のように選挙期間中は「寄附の禁止」というものもございまして、その両面から後援会活動が規制されておる現状でございます。

○山口(鶴)委員　これも別に、どこということでも申し上げるわけではない、一般論でございますが、この選挙期間中、後援会活動と称してバスを何十台、場合によっては何百台と動員をいたしまして、そして何々、何地区後援会というようなステッカーをお張りになって、有権者の方々を、選挙事務所と並立してある後援会事務所に動員をされる。そして食事を提供し、おみやげを持たして帰すというふうな行為があったことも、これまた週刊誌、新聞等の報道で目にしたこともあるわけです。こういうものは明らかに公職選挙法の百九十九条の五「後援団体に関する寄附等の禁止」第二項に触れる行為ではないだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大林政府委員　公職選挙法の百九十九条の五第二項におきましては、何人も後援会の集会その他の行事におきまして、いま御指摘になったような行為をすることは禁止されております。○山口(鶴)委員　禁止をされておるのですが、

堂々とまかり通っているケースがないわけではない。選挙遊説に行きましても、その地区へ行きますと、有権者の方は皆さんほとんどバスに乗って幾つかの選挙事務所をいらしているものですが、残っているのは子供と学校の先生と役場の職員とお巡りさんぐらいしかいない。あとの有権者は全くおいでにならないというような現象も聞くことがあるわけですが、そういうことはいかに問題ではないだろうかと思うのですか、この点はいかがでございますか。

○大林政府委員　旅行会とか、名目のいかんを問いませんで、そういった行事におきまして、非常に広い意味で言います寄附、饗応接待その他いろいろのことをすべて網羅いたしまして百九十九条の五は禁止をいたしておるところでございますので、御指摘のような例も、その範囲の中に入ってくると思えます。

○山口(鶴)委員　そういうケースは明らかに公職選挙法に違反をするということ、自治省として各府県の選挙管理委員会ないしは事務局に周知徹底しているはずだと思えますが、その点はいかがでございますか。

○大林政府委員　寄附、饗応接待の問題につきましては、御承知のように候補者につきましては、常時不断にほとんど全面的に禁止をされておるところでありますし、あるいは後援会につきましても選挙前九十日、あるいは衆議院の場合、解散でございますと選挙期間中ということに相なりますけれども、ほとんどすべての寄附行為というものが後援会については禁止をされておるわけでありまして、これにつきましては有権者及び候補者あるいは後援会の三者が十分に自覚をいただいたか、一番いいのでありますけれども、私の方といたしまして、その趣旨を十分に御了解いただきますように、できるだけその周知を図ってきたつもりでございます。ただ、こういった周知は、これでもかこれでもかと再三再四する必要はあるとは存じておりますので、今年度におきましても、すでに実施計画を現在検討しておるところであります

し、今後ともできるだけ周知を図ってまいりたいと思います。

○山口(鶴)委員 その点は周知徹底を万全を期してやっていただきたいと思います。

そこで、この法律を見まして、これはどういうことかなと疑問に思っているのですが、それをお尋ねしたいと思います。

百九十九条の五の二項「何人も、後援団体の總會その他の集會又は後援団体が行なう見學、旅行その他の行事において、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く)をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。」こうあるのですが、この場合の「饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く)」とは、どの程度のものを想定して、このように書いておられるのですか。また、この法文の「除く」と言われる内容については、どの程度のものを考えておられますか、お尋ねをいたします。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○大林政府委員 三十七年に立法されました時点におきまして、いろいろそういう話もあったようでございますけれども、現在におきまして、その括弧書きの(通常用いられる程度の食事)というのは、選挙法に規定をいたしておりますいわゆる弁当料、現在五百円ということになっておりますけれども、そういったものを大体頭の中に入れておいて、これと非常につけ離れたような金額の料理を出すということにつきましては、まず通常用いられる食事ではないであらう。ただ、しからば五百円をちょっと上回ったらどうであるか、こうであるかというような問題もございまいしょうけれども、大体標準としては選挙法に定められております弁当料の額というものを念頭に置いておるところでございます。

○山口(鶴)委員 その場合、数は選挙法では十五人とかいう制限があるのですが、そっちの方は制限はなくて野放し、幾らでもいいということなの

ですか。そうなりますと、私は、選挙期間中後援會活動を禁止する、寄附行為を禁止するという趣旨からいって少し問題の規定ではないかなという感じを持つのですが、いかがですか。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○大林政府委員 「通常用いられる」という場合に、現在では先ほど申し上げましたような大体の標準価額というものを頭に置いておりますけれども、その人員の範囲、これもしからば従来後援會がやっておったようなやり方の範囲であればいいのかどうかというところまで含めて規定をしておるかどうかにについては、確たる解釈もございませぬ。ただ、選挙期間中に、たとえ「通常用いられる程度」つまり五百円を頭に置いた標準的な弁当ということでもございまして、従来の後援會活動において、どの程度のものをやっておったか、それが選挙期間中にはびっくりするような大ぜいを集めてやり出すという話になりますと、饗応接待の問題よりは、むしろ買収的なニュアンスというものが側面から出てくるのではないかと考えております。

○山口(鶴)委員 何十台、何百台というバスを動員して大ぜいの人をお運びになる。その場合バス代を徴収すれば別かと思いますが、そうでないということになるならば当然その分、便宜供与をしたということになるのでしょうから、その面からも当然問題があるのじゃないか、こう考えますが、いかがですか。

○大林政府委員 バス代を負担することも該当いたします。

○山口(鶴)委員 以上、いろいろお尋ねをしたわけですが、公職選挙法の百三十九条についても、また百九十九条の五の第二項につきましても罰則があるわけですね。とすれば、罰則があるからといって、いま後藤田さんに聞くわけにはまいりませんので、警察庁の方からお見えだと思いが、取り締まりの側とすれば明らかな違反事実として御調査になるということは当然であろうと思うのですが、その点は警察庁、漆間さんでござい

ますか、いかがでございますか。

○漆間説明員 お尋ねのような行為につきましては、いまも御答弁がありましたように、百三十九条の「飲食物の提供の禁止」であるとか、あるいは百九十九条の五第二項の「後援団体に関する寄附等の禁止」に当たるとは多いと思われるが、さらに進んで、これらの行為がいわゆる投票依頼行為に及んでおれば、これは二百二十一条の買収、饗応としてとらえるべき事柄であるというように考えております。そのような方針のもとに、このような行為を認知した場合には、その内容に応じて警告または検挙をいたしております。前回のダブル選挙においても、そのような検挙例もございまして、警告例もございまして。

○山口(鶴)委員 そういう態度で対処をいただいておりますが、要は、問題は、またもとに戻りますけれども、極端に大きな敷地を持った選挙事務所、また膨大な食堂を備えた選挙事務所というものがございまして、どうしてやはりいま申し上げたような事例が起きやすい。また、自治省がお答えになったような、あるいは警察庁の捜査二課長さんがお答えになったような遺憾な事態も起こりやすいということだろうと思えます。そういう意味で、この際御検討をいただくといいというところのお答えはいただいたわけですが、自治省当局も十分御検討をいただきましたが、そして冒頭申し上げたように、金のかからぬ選挙、いや、むしろ金のかかる選挙というものを實現する。金のかかる選挙をなくしていくという観点でお取り組みをいただきたいということを特別にお願いを申し上げておく次第であります。

それから、次にお尋ねをしたいと思うのですが、第四の「任意制ポスター掲示場」に関する事項であります。この規定の意味するところは、私もわからぬではありません。町の美観を守るという点から、一定の掲示場にポスターを貼付いたしましてやっていくということ、自治体によりましては現在まで、話し合い、申し合わせによっ

て行ってきたというケースもよく承知をいたしております。

ただ問題は、都道府県の議会の議員の選挙の場合、これは一つの選挙区の議員定数が何十人というようなことはいわゆるですね。十人とかあるいは十数人とかいうことはあり得ると思うのですが、そう大きな数は現実にはない。ところが市会議員さんになりますと、地方自治法の規定にもございまして、人口十五万以上二十万までの都市におきましては議員定数が四十名、人口二十万から三十万未満の都市におきましては四十四名、人口三十万以上の都市におきましては議員定数が四十八名、このように地方自治法で規定されております。大体選挙区によりまして違ふと思いが、場合によっては倍ぐらいの候補者がお立ちになることもあるわけです。そうすると定数四十八の倍というようなことになりまして、百名近い候補者のポスターを張らなければいけません。そういう掲示場というのは、考えようによっては大変な、実質的に実行不可能ではないだろうかというふうに思うのです。

その点、この法律をお考えになりました提案者でございまして後藤田さん、片岡さん、いかがでございますでしょうか。市の場合は多過ぎて、ちょっと無理ではないだろうかという感じがするのですが、どうでしょうか。

○片岡議員 お話のように人数の多い場合は大変不向きであるということが言えると思います。したがって、今度の制限といえますか規定では、市町村のような場合は義務的ではなくして、その義務制のポスター掲示場をつくる場合には、条例でもってそれを実行するということを決めるわけでございますから、その市町村の実情に即して、それぞれの発意によってやってもらう、こういうことになるわけでございます。その点は融通性があることを御理解賜りたいと思えます。

○山口(鶴)委員 そのことはよくわかります。条例によるのですから、その地域の実情を考えて、そんな無理な制度というものはやることはないだ

るうというのは、これは常識だろうと思うのですが、やはり選挙ということになりますと、率直に言って候補者間の利害もございましょう、あるいは党派の利害というものもございましょう。そうなりますと条例というのは議会の過半数をもって決まるわけですから、ですから、いやどうも、そういうのはまずいよ、幾ら何でも、そういう膨大な大きな掲示場というのは実質的に無理ではないかと、あるいは新しくお立ちになる新人の皆さんにとつてみれば、できるだけポスターを貼付したいというようなお気持ちもある。しかし現実には、条例を決めるのは、その当時在職しておられる議員の皆さん方の意思によって決まるということもあるわけですから、この辺、やはり町村議会の場合は、これはそう無理な事態というのではないだろうと思いますが、市の場合は、場合によっては、やはり少し無理な状況が起る可能性があるのではないかな、こういう感じを持たざるを得ないわけです。

その辺、自治省にお尋ねしたいと思うのですが、現実には、この定数四十名、四十四名、四十八名というような議員選挙において、ここにありまうように衆議院の場合のような、投票区「五箇所以上十箇所以内」というもので掲示場をおつくりになるということは、しばしば自治省選挙部は、特に都会においては掲示場の建設等では非常に苦労しておられる経験もあるだろうと思うのですが、そういう中での考えがあれば、ひとつ大林さん、お答えをいただきたいなと思います。

○大林政府委員 任意制ポスター掲示場につきましては、現行法でも、すでに、条例で市町村も任意制ポスターを設けることができる、こういうことになっておりまして、ただ設置箇所は一投票区一カ所でもよろしい、実はこうなっておるわけでありまう。

近年、都道府県あるいは市町村を含めまして、もうなかなか張る場所がない。張る場所の競争になる。そこで、やはり国会の選挙あるいは知事選挙におきまして、全国区はございせんけれど

も、義務制のポスター掲示場というのができておる。したがって、できるところであれば、都道府県の議会の議員あるいは市町村の選挙におきましても、衆議院あるいは参議院の地方区、知事並みの義務制のポスター掲示場というのを考えてくれないだろうかという要望が地元の方からあったのも事実でございます。

今回、特に自民党提案ということになっておりますけれども、そのお話がございましたときに、私も選挙管理委員会としては一体どう考えるであらうかということとを一番心配いたしましたので、選挙管理委員会の方に意見を求めておりました。そういったしますと、やはり選挙管理委員会としては、先生が御指摘になりましたような、いわゆるできるできるところとできないところというのがございまして。現在の一票区一カ所でも、できるところとできないところがあるわけでありまして、つまりできるところもあるし、できないところもあるから、そこは議会と選挙管理委員会の方でいろいろ技術的にも相談をし、条例で定めるといふふうにしていただければ、つまり任意的な規定にしておいていただければ、むしろその方がいいのではないかと、こういうお答えが選挙管理委員会の方からあったわけでありまう。

したがって、余り候補者数が多いというふうなところにつきましては、恐らく現在でも一票区一カ所の掲示場ですら非常に困難でございまして、今度の五カ所ないし十カ所というふうな掲示場をつくることは、これはまたそれ以上に困難であらうと思います。したがって、候補者数、その選挙区の状況によりまして、できるところにつきましても、議会と選挙管理委員会の技術的な協議、そういうものも含めまして、それぞれの団体の任意に任せ、こういう仕組みにいたしましたわけでございます。

○山口（鶴）委員 ですから、お考え方はわかるのです。ただ、現実には大都市といえますが政令都市になりますと選挙区ができますから、いいわけですから、政令都市に近い、たとえば具体的に

言えば人口三十万以上の市あるいはそれに近い市、議員定数が非常に多いところ、これは選挙区は一選挙区であるわけですから、したがって、私が指摘したような、ちよつと想像もつかぬような大掲示場が必要になるわけでございます。そういうものももちろん条例で決めるのだから、実情に即して当該自治体の選管なりあるいは議会がいろいろ話し合いで判断する問題だからとは言いますけれども、ちよつとやはり初めから無理だといふふうな想定されるものは、この法律から外しておいた方がいいのではないかなという感じがいたします。その辺は提案者の方、いかがでございますか。

○片岡議員 おっしゃる通りに市町村の大きさによつて、おのずから議員の定数が違います。したがって候補者の数も、そのときときによつて、これまた大変膨大なものになる場合もあると思ひます。それらの点を考えまして、これはやはりそういう場合があるから、いま山口さんのお話では、そういう市町村のものは条例でやるにしても制度として認めない方がいいのじゃないかという御趣旨かと思ひますが、金のかからない選挙というたてまえから、希望して条例で決めるということになるならば、そういうことも考えてもよろしいです。どういふ点で中へ入れたわけでございますか。どこまでも各市町村の認定の問題、発意の問題でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○山口（鶴）委員 確かに、そうすればポスターを印刷する枚数も少なくて済むとか、また貼付のために相当な人手も要するわけでしょうから、そういう点から金のかからぬといふ点で、金をかけない選挙といふ点で、そういう点でメリットがあるといふことは、それはおっしゃる面もあることとも私も認めます。しかし問題は、冒頭私が指摘いたしましたように、大きな事務所を放置し、そうして後援会活動まがいの面でそれが横行するといふことの方が、まさに金がかかるかといふより、金をかけるのであつて、そういつたものに比

べれば、この任意ポスター掲示場に関する事項の経費の節約分というのは微々たるものではないだろうか、むしろ本末転倒ではないだろうか。むしろ、そつちの方をもつとお考えになった方がしかるべきではなかったか、こういう感じがいたします。

したがって、この点は理事会におきまして私どもの党の代表の方から、この辺はひとつ考えたらどうか。特に町村は別としても市の議員の選挙については、いろいろ問題もあるのじゃないかといふことを提起してお話し合いをしたいと思いますので、この点はひとつ提案者の方においても謙虚に耳を傾けて話し合いに応じていただきたい。鈴木さんも「和の政治」なんと言つておるわけでございますが、最近「和の政治」に角が生えて「税の政治」ではないかといふふうな批判をする方もありますが、まあそれは余談ですけれども、お話し合いをしたらどうかと思ひますが、どうですか。

○後藤田議員 るる御意見承りましたが、実は、いま任意制の掲示場をつくつて市町村があるわけですね。ところが、せつかくつくつてゐるのだけれども、掲示場以外にやつても一向差し支えないといふことで、それではせつかく任意制のポスター掲示場を、それぞれの市町村で選びになつてゐるにかかわらず、その効果がない。そこを何とかしてくださいという市町村の選挙管理委員会の御要望で実は、これは入れたものなのです。だから任意制のポスター掲示場をおつくりになる以上は、そのかわり一カ所ではいけませんよと、やはりこれは周知しなければいけませんからね。それならば義務制と同じ程度の掲示場をつくるという条件で効果が上がるようにいたしましたように、こういったわけですね。だから私も提案者として、むしろ一線の選挙管理委員会の意見を素直に受け入れてどうやつたわけですね。したがって、基本はやはりおっしゃる通りに無理な点がたくさん市町村に出てくると思ひます。それは従来もやつてないでしようし、これから先

だって、それを法律ができたからといって懲罰すべき筋合いのものではない。これはあくまでも実態に合わせてやっていただければ結構だ。しかし、実態に合わせておやりになる以上は、その効果が上がるようなやり方をやらなければいけませんよ、こういう趣旨で入れているのだ。この点ぜひひとつ御理解をしておいていただきたい、かように思います。

○山口(鶴)委員 そういう趣旨で「掲示場」に公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができないものとする。こと」という規定を入れたのは、そこに意味があるのだという御説明は、それはそういった趣旨の申し出が各選挙管からあったということもわかります。しかしこの点は、お互いに候補者になろうとする者が自薦をするといえますか申し合わせをして、やらないでいいのではないかとすることにすれば、私はそれも防げるのではないかと思うのです。また、そういうことで申し合わせがあったにもかかわらず、それを破って、どんどん特定の人間が何人か張ったということになれば、それはおのずから、その地域の住民の皆さんが投票を通じて意思表示をするなり御判断をされる問題だと思ふのです。ですから、この点はむしろ議員の皆さんの申し合わせ、あるいは候補者になろうとする方々の申し合わせ、そして、その申し合わせを破ったかどうかということ、むしろ住民の批判に任せるということにした方がいいのではないかと。そうすれば、さっき言いましたような、ちょっと非常識な事態が起きるなどということを想定する必要もないのではないかなというふうに思うのです。

そういう趣旨で、ここでやりとりするばかりでは解決しないと思いますので、これは各党の代表である理事さんのお話し合いで、ひとつ御検討いただきたないというのが率直な気持ちです。そういう意味でお願いしたいと思うのですが、重ねてお願いします。

○片岡議員 この法律案につきましては、これは

お話のように十分各党の御意見を尊重しながら話し合いで決めていく、合意を得ていくということが、これは大事でありまして、われわれは、そういうことについてはいささかも努力をきらうものではないと思います。

ただし、私は何も山口さんと論争するわけではございませんが、いみじくも山口委員が冒頭におっしゃいましたように、選挙に金をかけないようにするのと、かからないようにするのと、これはおのずから私は違うと思うのです。かけないというのは、やはり候補者の意思から、かけるか、かけぬかということを決める、そういう制度と、それから、これは制度として決めてやると、どうしても金がかかる、かけまいと思ってもかかるというのと、二つあると思います。お話の選挙事務所の大きなものといったようなたとえの一つをとってみますと、これは選挙に金のかからないようにするという本人の意思さえあれば、そんなばかげたことはやらないわけでございます。ところがポスターの場合は、これは一例でございますが、制度としてかけないようにする、かからないようにするということも大事だということで中に入れたのでございます。

これからお話し合いをする場合も、本人がしっかり金のかけないような選挙をしようという、そしてまた、それが選挙の公正を正すという意味において非常に大事なことだと思ふのですが、そういう個人の発意に出るものについては、これは余りいろいろ規制することはどうかというふうにも思います。それらの点を考慮しながら十分よくお話し合いをしていきたい、かように思っておりますのでございます。

○山口(鶴)委員 ポスターを例にとりますと、結局、版代の方がかかるわけで、枚数を五十枚刷ったからうんと安い、五百枚刷ったからうんとかかるというものでは、印刷というものはないわけですね。ですから、結局ポスターの枚数を制限すること自体、経費の面からいって、そんなに効果というものはないわけです。私は、むしろそうい

う意味では、文書図画、言論というものを通じて有権者の皆さん方に候補者自身が考えている考え方を理解してもらい、そういうところの制限というものはなるべくしないで、そして、そうではないくて、さっきからお尋ねをして、自治省も、あるいは警察庁もお答えになったような、そういった事をできるだけなくしていくということが、本当にきれいな選挙をやっていくゆえんではないだろうかというふうに思うのです。したがって、いま私が申し上げたような点を念頭に置かれて話し合いをいただくことを希望いたします。

次に、お尋ねしたいと思うのですが、都道府県議員の選挙の選挙区の問題です。いま衆議院が、定数は正でありますとか一票の重みが違うとか、いろいろな意味で議論がございます。しかし、わが国の衆議院の選挙制度というのは中選挙区制をとっているわけです。昭和二十二年地方自治法が施行になりました、都道府県議員の定数は選挙区別規定ができました。このとき、やはり衆議院の選挙が中選挙区になっているから同じような趣旨で都道府県議員選挙も中選挙区で出発をしたと私は思うのです。ところが、その後、町村合併というものが行われまして、そして人口数万の市が生まれる、そうなりますと残った郡は、これまた人口数万になる、という中で現状、都道府県議員の選挙区については一名区が非常にふえたわけです。自治省に、もしわかればお答えいただきたいと思うのですが、都道府県議員選挙の中で一名区がどのくらいの割合、現在ございますか。わかりましたら結構でございますが、お答えをいただきます。

○大林政府委員 ただいま資料を持っておりませんので、お答えいたしかねますが、かなりあると存じます。

○山口(鶴)委員 ですから、これは私はちょっと問題ではないかと思うのです。現在の自治法でいきましたも合区すればできるわけですが、けれども、なかなかやはり、一名区が得たという政党もある

わけでございますので、合区が制度にはあるけれども、現実にはまあ行われていないというのが実情だろうと思うのです。そして大林さんがお答えになったように、一名区が相当な割合として現に存在している。この辺は衆議院の選挙が中選挙区をとっております。三名区から五名区の間というところになっておりますが、まあ県会の場合は、それをそのまま当てはめるといっていいかもしれませんが、少なくとも衆議院が中選挙区であれば、それに近い形の都道府県議員の選挙区というものができるような、そういった制度の改正というものをやるのが私は筋ではないだろうかというふうに思います。その辺、自治省のお考えがあれば承っております。

○大林政府委員 衆議院につきましては、御承知のように大正十四年以来、その時点における、また政治的な背景というものが今日まで来ておるわけでございますが、都道府県議員の選挙区別規定について、御指摘のございましたような点あるかと思ひますけれども、私どもの考えでは、都道府県議員の選挙区というものが、現在、衆議院等と違ひまして要するに郡市を単位にするのを原則といたしております。郡市を単位にして選挙区を定めておること自体、やはり昔から都道府県議員の行政というものが市、郡というものをにらみながら恐らく行政が行われてきたに違ひない。そういった行政的な背景で現在の選挙区が決まっておりますのでありまして、郡を割るとか、あるいは市を割るとかというところにつきましては、やはり地方行政独特の立場から、いろんな支障が出てくるということが予想されるのであります。て、まあ一人区の問題をどうするかという問題は一つの問題ではありましようけれども、現在すでに都道府県議員の選挙区の方があるいはその定数の配分の仕方につきましては、かなり地域間格差、その地域における特殊事情の考慮というものが法律上考慮されておるところでありまして、恐らくは、選挙区のある方、選挙区の割り方、こういったものを現在のたてまえから変更するということが

は、なかなかむずかしいような感じがいたします。

○山口(鶴)委員 郡市によるということになってるわけですね。だからというのですが、しかし、いま郡というのは一体どういうものなんでしょう。かつて郡制というものがあつたし、太古にさかのぼっても郡というものがあつたようだけれども、いま現実の法令の中で郡という言葉が出てくるのは、公職選挙法と自治法の選挙に関する規定以外には、郡というのは六法全書から全く姿を消しているのではない、こう思うのです。いかがですか。

○大林政府委員 ほかの法令でどの程度残つておるかということまで存じておりませんが、郡というのは、どれだけの意味があるかとおっしゃられますと、やはり一つの行政区画、行政単位という、非常な歴史的な意味というものは強く持つておると存じております。

○山口(鶴)委員 歴史的なそういうものがあつたということは承知してはいますが、後藤田さん、片岡さんも、かつて内務官僚であられしから、郡というのは、公職選挙法ぐらいいし、もう残していないのじゃないですか。ほかの法律にはないと思いますが、いかがですか。

○後藤田議員 私も、あんまりこのごろ法律を讀まぬものですからなんですが、制度としてどんなものがあるかという、そんなにたくさんは残っていないと思います。ただ、やはりまあ郵便にも使つていますし、行政の一つの区画ぐらいいの觀念で、いま残つておるとは思います。

御質問の都道府県の議員の定数ということになりますと、これはやはり一つは人口が基準ですね。しかし同時に、都道府県の議員の場合には、行政単位ということで郡市を代表しているという地域性の問題がきわめて濃厚にあるのじゃないか、私はかように考えております。したがつて、おっしゃるような一つの郡が町村合併あるいは郡境の変更、こういったようなことで人口にアンバランスができておるといふことから、

一つの郡で一人しか出ないといったような選挙区が相当あると思います。しかし、それはやはり都道府県の場合には、何といつても原敬内閣のときの郡制廃止まで、大きな日本の行政の本来に中核的な単位だったわけですから、その名残がもしもありません。しかし、いずれにせよ地域を代表するのといった点が色濃く残っているから、おっしゃるようによろしく衆議院が中選挙区だから、都道府県の議員の場合もそれに合わせて地域性をなくして一人区なんてなくしるといった議論は直ちに出不ない、私はかように考えるわけでございます。

○山口(鶴)委員 後藤田さんと論争するつもりもないのですけれども、いま自治省が進めている広域市町村圏だつて、郡を抜きにして幾らもやつていっているのです。ところが公職選挙法だけは郡が残り、都道府県の選挙制度だけは郡市によるんだということ、郡が原敬内閣以前の大きな顔をして、そのまま残つていっているのも私は少しおかしいのじゃないかと思うのです。

この点は、そういう意味ではやはり衆議院の選挙区が中選挙区だということは、それなりの日本国民の英知で現在こういう制度になっていると思ひます。都道府県の議員選挙も、自治法施行の当時は、町村合併以前はそれなりに郡というのが人口規模があつて、そして当時の都道府県の選挙区からいけば一名区なんというのはなくて、ちょうど衆議院の中選挙区に当たるような選挙区であつたことは、これまた歴史的な事実だと思ひます。そういう状態をいま一度思い直して制度の改正をするということが必要ではないか。これは意見になりまして、どうも後藤田さんの方の党では、将来はどうか知りませんが、現状ではなかなかうんとは言わないだらうと思ひますから、そうすべきだということを強く申し上げておくにとどめましよう。

それから次は、第五は飛びまして第六ですが、「政党その他の政治活動を行う団体の宣伝告知のための自動車及び拡声機に関する事項」でありま

すが、これは冒頭、後藤田さんがお答えになったと思うのですが、個人本位の選挙から政党本位の選挙にしていこう、それが選挙を改善していく道だ、こうおっしゃられました。これはまさに政党の行う活動について規制を加えようということとございまして、その点、この規定は後藤田さんの冒頭の御趣旨からいって相反する規定ではないかな、こういう感じがするのですが、いかがですか。

○後藤田議員 この点は、本来、政治活動は自由です。選挙運動だつて私、自由が本来のたてまえだと思ひます。ただし、他方、選挙の公正という面も確保しなければならぬ。だから現在の二百一条のたてまえというのは、政党それから「政治活動を行う団体」というものも、少なくとも公示期間、選挙期間中はひとつ選挙運動まがいの行為は一応やめようじゃないか。しかし、さればといつて、すべてそれをやめようというわけにはいかぬじゃないか。ならば、ひとつ確認団体というものを設けて、そして確認団体が一定の行動をやる、こういうことですから、つまりは選挙というものの公正を確保する限度において、少なくとも最小限差し控えるべきことは選挙運動期間中は差し控えようじゃないか、こういう趣旨の規定だと思ひます。

ところが、今日の選挙の実態を見ると、こういうことは本来お互いが良識で自粛をすれば別段何ということとは本当はないのですけれども、選挙というものは戦いですから、そういうわけにもいかぬという面があるのです。だから今日の実態を見ると、言葉は悪いかもしれませんが、合法圏の拡大とも言うのですかね、そういうようなこと、だんだんと拡販車といったような名目のもとに今日、選挙の騒音公害と言われるほどの実態が出てきた。さらに、それをよく点検すると、政党の拡販車のようにあるが、個人が、選挙の拡販車の名のもとにおいて、やっているものすら出てきておるんじゃないか、これではいかにも選挙の公正の面からぐあいが悪いということ、そういう

う車について今回規制を加えたらどうだ、こういうことでやつておるわけです。

したがつて、この解釈、運用というものは、一部の政党機関紙等で、ずいぶん私たかれていますよ。だけれども、そんなことであつてはならぬ。やはり立法の趣旨を踏まえて政党あるいは「政治活動を行う団体」もやつてもらひし、同時にまた、これの規制の任に当たる選挙管理委員会あるいはまた第一線の取り締まり当局、これらもその趣旨を踏まえて、そして非常識な運営に絶対になつては相ならぬ。こういうことで今日のいわゆる選挙騒音公害と言われるものをなくしようじゃないか、こういう両々相まつての考え方であり、やつていきたい、かような趣旨で立案をしたものでございませう。

○山口(鶴)委員 先ほど来、事務所の問題等でお尋ねをいたしました、これは一般論として新聞、雑誌等で拝見したことでお尋ねをしたわけですが、今回の場合は、この問題は私どもの選挙区の実情でお尋ねしたいと思つていのですが、私どもの選挙区で見ますと、一番いわれる拡販車なるものがたくさん出ているのは自由民主党です。自由新報の拡販車が一番台数も多く、盛大に走り回らして、先ほどのお話のようであれば騒音公害をまき散らしておられるわけでありませう。その次は、わが日本社会党でありまして、その次は公明党であつて、日本共産党は実は一番台数が少ないわけです。そういう状況です。

ただ問題は、私どもの党でもいわゆる拡販車が出ておりますが、これは党の総支部というものがございまして、そこで常時、宣伝カーを持つていられるわけですね。そしてそこで党の演説もすれば、あるいは社会新報の販売の宣伝もなつてゐる。その同じ台数の範囲で、総選挙になつた場合も、選挙期間中の場合も同じものが拡販車として活動しているというものが状況なんです。問題は、自由新報さんの場合は、日ごろは自由新報の販売活動にはさつぱり従事をされておられないが、選挙になると多数あらわれて、そして大いに騒音をまき散

らしておられるところに、私はむしろ問題があるのではないかと思うのです。常時、その政党本来の活動として政治活動あるいは新聞の販売活動に従来している。それがそのまま選挙になっても活動しているというなら別に私は問題はないと思うのです。要は、後藤田さん、いみじくも言われました、個人として何か拡販車をつくってやっているような動きがある、こう言われましたが、そういうものに私は問題があると思うのです。

ですから、これも先ほど来、私はポスターの掲示場で申し上げたのですけれども、少なくとも政党として常時活動しておるものというのは住民の目にも触れているわけですね。それ以外、日ごろ住民の目に触れなかったものが突如としてあらわれて、やっているというものに對して、住民の皆さんがそれぞれ関心を持ち、そういう活動について批判を加えていくというような啓発活動をするに比べて、何もこのような規定は必要ないのではないかなというふうに思うのです。私の選挙区の場合を申し上げたので、ほかの選挙区は、いや違う、ほかの政党の方が数倍も多くやっているよというところもあるかもしれません。しかし、それが常時行動しているのではなくて、選挙になって突如あらわれて、ある党が、その党の機関紙の販売活動をおやりになっておる、いわば選挙まがいの行動をやっておられるということであれば、その党に對して、その地域の住民が批判を向けるべきだ、こう私は思うのです。そういう形でこの問題を解決するのが筋ではないのかなというふうに私は個人的に思っておりますが、その点について提案者の方の御感想はどうでしょうか。

○後藤田議員 おっしゃる通りに住民の批判で、法律の規定を待つまでもなく改まるようであれば、それが一番結構だと思います。しかし、そうじゃないんじゃないですか。山口さんの選挙区は、いま言ったような順番で多く出てくるかもしれません。私の選挙区では一つも出ておりません。だから選挙区によって大変違う。しかし大都

市等は、まさに選挙の騒音公害というところまで至っておる。これが住民の批判にこたえて今回の改正をしよう、こういうことでございます。

住民の批判で各政党あるいは各候補者が本当におやめになるなら法律は要りません。しかし山口さん、それではできないんじゃないですか。山口さんもお気持ちの中では、それでは住民の批判だけでやめるかといったら、やめられないんじゃないかと思ひになっているんじゃないですか。私はそう思うのです。だから、今日の住民の批判にこたえて、これはやはり立法府みずからの手によって改めようではないかというのが、今日のこの提案になったわけでございます。

○山口(鶴)委員 それは各党間の自制によって、それがすべていきなり改まるかといいますと、地域によっては、それはいろいろ問題が起こるだろうということは、同じような気持ちを持ちます。しかし、もしそういうことになれば、やはり有権者の皆さん方が当然批判をする。ですから、たとえば党首会談でもやって、そうして通例動いている拡販車、通常、党の組織が持っている車以外に、個人が仕立てて拡販車をうんと出して選挙まがいの行動はやらないということを知らせる。それに對して、もし違ふような党があったら、国民の皆さんが批判をするというようにすることをやれば、私は、それも一つの解決の方法ではないかと思うのです。

ですから私は、問題は、大選挙事務所をつくり、先ほど来言いましたように買収、囂惑に類するような行動が一面ではほとんど野放しで行われている、そういう問題にメスを入れようとしている、ほかのポスターの問題とか、あるいは政党本位の選挙といえながら、たまたま個人が、そのときになってたぐさんの拡販車を出して、わあわあやるといふことが問題だとして批判に藉口というふうな面での規制を主として加えていこうというふうなことは、少し本末転倒ではないのか、なというふうに思っているわけですね。この点は当委員会でもぜひ議論になったことだろうと思

いますから、これ以上議論することは私も避けたいと思いますが、この点もやはり理事会におきまして各党の意見を十分お聞きいただいて、話し合いで解決をするという形で対処をいただきたい、かように思います。

そこで、もう時間ですから最後の質問にしようと思うのですが、この第六の「政党その他の政治活動を行う団体の宣伝告知のための自動車及び拡声機に関する事項」の二項ですが、これはハンドマイクなんかを持って、拡販車と同じように政党機関紙の販売活動に藉口して選挙まがいの行動をするのを規制する、こういう趣旨で、この二項はできているというふうに確認してよろしいですか。

○後藤田議員 そのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 それ以外のことは想定をしないということを明確にお答えいただけますか。

○後藤田議員 それ以外のことは考えておりません。

○山口(鶴)委員 質問を終わります。

○久野委員長 安藤巖君。

○安藤委員 質問の前に、十二日の日も申し上げたのですが、いま審議をされておりますこの法案は自民党の議員提案であります。にもかかわらず、自民党の席が寒々としておりまして、これは本当に自民党はやる気があるのかどうか疑わしいと言わざるを得ないのですが、それは早急に委員長の方から、しかるべく自民党の委員の出席を促していただきたい、このことを要望いたします。

○久野委員長 要望についてはしかるべく手配いたします。

○安藤委員 そこで、きょうは私は、先回の十二日に質問をいたしました中で、自治省の大統領選挙部長が、労働組合等の集会について、「政治活動を行う団体」か、あるいは政治目的を持った集会かどうかということについて、証拠によって協議して判断するというふうに答弁をされました。その関係についてポイントをしばってお尋ねをしようと思ひます。

しかしその前に、ひとつ念のために確かめておきたいことがあるのです。実は全学連、全日本学生自治会総連合が、少し前ですが、三月中旬までの宣伝活動のための道路使用許可申請をしたところが、東京中野警察署が都内全域の道路のうち、二月八日まで、これは八王子、秋川市、千代田区を除くというふうにとだし書きをして許可をしたわけです。二月八日投票で、この三つの市、区では首長の選挙が行われているところですね。そういうふうなことで、それを除外して許可したのだというふうに思うのですが、これはどういうような理由で、そういう区域を除外して許可したのか。

それから、ついでに一緒にお尋ねしますが、これは警察庁の方で答えたいだと思ひますが、日本民主青年同盟東京都委員会の宣伝カールの道路使用許可申請に對しても、代々木警察署が同じく二月八日までの千代田区、八王子市での宣伝を規制した。それから一月十八日までの保谷市での宣伝活動を許可区域から除外した。御承知のように保谷市でも一月十八日まで市長選挙が行われておったわけです。

それから、もう一つ、ついでにお尋ねしますが、新婦人の会中央本部が宣伝カールの使用許可申請をしたのに對して、これは東京の神田警察署、選挙のやっているところはやらないようにというふうに口頭で指示したというのですが、これはどういうような根拠に基づいて、そういう制限を加えたのか、警察庁の方からお答えいただきたいと思ひます。

○漆間説明員 政党等の機関紙誌のいわゆる拡販用自動車、あるいはこれに類するものにつきましては、御承知のように道路交通法の第七十七条第一項第四号で警察署長の許可を要することとされておる地域がございます。東京はそういう地域だと思ひますが、そういう地域では、このような種類の自動車を走らせる場合には、事前に許可申請が出てまいります。そのときに、その内容を審査しまして、支障がないと判断いたしますれば許可

をいたしておるのが現状でございます。

いま御質問の件は、急に御指摘を受けましたので、これは調べてみなければなりませんけれども、従来の一般的な指導方針として、道路交通法上の使用許可をすることが、その申請の内容に従って走行する場合に他の法令に違反する度合いが強い場合には、その旨の注意を申し上げて指導するというようなこともいたしております。いまのようなケースがそれに当たるかどうかは、全部調べておりませんのでわかりませんが、一番初めに御質問のありました全学連の件につきましては、その地域については申請書に記載されていなかったというように聞いております。申請書自体に、その地域は除外してあったというふうに聞いております。したがって、その地域を除外して許可したのはそれは当然のことでございます。その他の団体につきましては、いま初めてお聞きしましたので、どうして、そのようなことになりましたかわかりませんが、(電話で調べて答弁しろと呼ぶ者あり)早速調べて答弁をいたしたいと思います。

○安藤委員 確かに突然質問したことは間違いないのですが、これは警察庁管下の警察署がやったことだから、すぐ調べていただきたい、私のこの質問が終わるまでの間に調べていただきたい。

それから、全学連の方も、もともと私がいま言いました制限をされた区域は除外して申請をしたというふうにおっしゃったのですが、そうしますと、中身はわりとわかっているんじゃないですか、いま、それは除外して申請したのだということまでわかっているのなら、しかし、よく行われるのは、このことごとくを除外して申請しない、そういうふうな警察の方が介入的な指導をすることが、もうしょっちゅうなんです。だから、そういうような行動もあったのじゃないかと私は疑っておりますので、そういうふうな経過があったかどうかということも含めてお調べいただいて回答していただきたいと思うのです。いいですね。

そこで、先ほど最初に申し上げた件ですが、最初に確かめておきたいと思うのですが、法案の要綱の第六の二、そして第二百一条の五の三の二の關係でお尋ねしておきたいのですが、「政党その他の政治活動を行う団体」は、機関紙誌の普及宣伝を含む政策の普及宣伝は、自動車及び拡声機を使用しては選挙期間中一切できない、こういうふうになるわけですね。ところが、確認団体のみが政談演説会の会場、街頭演説会の場所、政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車の上、結局三つです、この三つの場所だけで確認団体だけが拡声機を使用できる、こういうふうになっておりますが、それは間違いないですか。

○片岡議員 そのとおりです。

○安藤委員 そうしますと、確認団体以外の「政党その他の政治活動を行う団体」は、この三つの場所以外では一切拡声機は使えない、こういうことになるわけですね。

○大林政府委員 確認団体以外の団体についての御質問でございますけれども、今回の規制につきましては、確認団体以外のいわゆる「政治活動を行う団体」は、政策の普及宣伝、演説の告知、その中には機関紙誌の宣伝を含む、そういう前提にいたしまして、政策の普及宣伝、演説の告知のための自動車、拡声機は選挙期間中は使えない、こういうことでございます。

○安藤委員 そこで具体的にお尋ねをしたいと思うのですが、まず労働組合の集会についてお尋ねしたいと思うのです。

大林選挙部長が事務担当者としてお答えになるのももちろん結構でございますけれども、提案者の二人の方は、その辺のところはよくおわかりになって、この法案を提案をしておられると思えますので、できる限り提案者の方から答えてください。提案をしておきながら、わしはそんな微妙なところとか、そんなややこしいところは知らぬということでは無責任なんです。いいですね。(後藤田議員「はい、わかりました」と呼ぶ)そこで御承知のように総評という労働組合がある

ります。この総評という労働組合の、その規約等とか、どうかというようなことは一応おいて、ごく最近の話を私は申し上げたいと思うのです。御承知のように一昨日の十六日、総評は、同盟その他の労働組合、普通労働四団体というふうな言うておりますけれども、ほかの労働三団体とともに、各党それから政府に対して所得税の課税最低限の引き上げによる実質減税を含んだ五十六年度予算の政府案の修正を要請しておるわけです。ということは、いま総評は、予算の修正をして実質減税をしるという要求を掲げて活動をしているわけですが、こういうことになりましたと、総評は「政治活動を行う団体」ということになりましたか。

○片岡議員 いまの御指摘の部分については、原則論から申しますと、その総評、労働組合が「政党その他の政治活動を行う団体」かどうかという認定の問題もございまして、(安藤委員「認定そのことを聞いている」と呼ぶ)だから、それが賃上げじゃない、いまお話しのは……(減税だ、減税」と呼ぶ者あり)減税の問題ですか、(安藤委員「予算の組み替え要求」と呼ぶ)だから、それは、それが政策その他の普及宣伝の問題であるかないかということが認定の分かれ目になるところでありますので、その認定の問題が大変むずかしい問題であります。

○安藤委員 全く答弁になっていないのですよ。提案者は、そんな理解でもってこの法案を提案しているのですか。これはとんでもないことですよ。私が聞いているのは、まさに政治要求ですよ、いま私が言いました総評の掲げている要求は、その活動の問題についての認定の問題、まさにその認定の問題そのものを聞いているのです。そういう活動をしている総評は「政治活動を行う団体」ということになるのかどうか、そのことだけ、ずばり答えてください。

○後藤田議員 総評そのものは労働団体でございます。しかし、その活動は私は、仮に選挙法上の「政治活動を行う団体」になるかならぬかという

ことになる、運動期間じゃありませんから何をやっても自由ですけれども、これが選挙運動期間中であるならば、「政治活動を行う団体」と認定せられます。

○安藤委員 そうしますと、その総評が選挙活動中に、そういう要求を実現するための決起集会、たとえば日比谷の野外音楽堂、代々木公園とかい

ろいろありますけれども、そういうところで決起集会を開いた。当然これは多人数、何百、何千、何万という人が集まる。拡声機を使います。すると、どうなりますか。

○後藤田議員 その際には不特定多数の人を集めてそういうことをおやりになる。しかも、その課題が、現在のような減税問題あるいは増税問題これがやがてましくなっているときであるならば、それが選挙運動期間中であれば、やはりこの規定に該当せざるを得ない、私はさように解釈をいたします。

○安藤委員 そうしますと、先ほど私が言いましたように何百、何千、何万ということですから、拡声機を使わなかったら集会は成り立たないですよ。このときは拡声機の使用について、どうい

うような措置を取り締まり当局はとることになるのでしょうか。

○後藤田議員 この規定であれば拡声機の使用はいけないということになります。この二百一条というのは、御承知のように選挙運動期間中は政治運動が選挙運動まがいになるという点についての規制でございますから、当該その会合が文字どおり、これは選挙運動まがいではないということであれば別ですけれども、そうなるということでは禁止規定を置いているわけですから、その間は、確認団体であれば、これはまた確認団体で認められているものはいずれすけれども、それ以外はいかぬ、こういうことにならうかと思えます。

○安藤委員 確認団体以外のことを私はずっといまお尋ねしているのです。そうしますと拡声機を現実に使っている。選挙中だ。いま言いましたような減税問題、まさにそ

のときの選挙の最大の争点の一つということになっております、いま答弁がありましたように、これは規制の対象になる。この前、大林選挙部長は、取り締まり当局が証拠によっていろいろ協議し、判断するというふうに答弁しておられるのですが、取り締まり当局と言えは警察というのが最初頭に浮かぶわけですが、警察の方は、いま言った状況、拡声機を使ってやっておるという場合には、どのような措置をおとりになるのでしょうか。

○漆間説明員 警察は、現行の公職選挙法で規制あるいは禁止される行為につきましては、その規定の実効を担保すべく取り締まりを行う責任を負っているわけでございます。したがって、拡声機の使用に関しましては、それが罰則に触れるというものでありますれば、これまでと同様の態度で取り締まりに臨むべきものというように考えております。

ただ、この種の選挙違反の取り締まりに際しましては、正当な選挙運動または政治活動の自由にいやしくも干渉したというようなそしりを受けることのないようにしなければならぬことは言うまでもないこととでございます。したがって、それぞれの事案に応じて、その都度最も妥当な取り締まり方法となるように配慮すべきことは当然のこととでありまして、お尋ねの件につきましては、そのような方法のもとに適切にやっておりますまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員 いま提案者である後藤田委員の方は、規制の対象になるとはつきりおっしゃったわけですね。警察庁の方は個々具体的にやるのだ。私がいまお尋ねしておるのは、まさに具体的なその話をしていられるのです。個々具体的にやるというのは一般的な答弁です。いまそういう集会が行われている。拡声機を使っている。どうするのですか。

○漆間説明員 警察は具体的な証拠に基づいて事柄を判断いたしますので、その結果、それが法に触れる行為が現に行われておるということであり

ますれば、これに対して警告その他必要な措置をとることは当然でございます。

○安藤委員 後藤田さんは規制の対象になるとおっしゃって、触れるということになればいいことですが、警告の対象になる。まず拡声機の使用をやめなさいという警告をするわけですか。

○後藤田議員 私の先ほどの答弁は、それが副次的な目的として「政治活動を行う団体」と認定せられる。しかし、当該演説が政談演説であるかどうかというところは、その次の認定。したがって、それが政談演説になるという前提で私はお答えをしておるんだ、こういうこととでございます。政談演説にならないというのであるならば、それは規制の対象にならない。この点も御理解をしておいていただきたいと思っております。

○安藤委員 具体的に、その集会が、もう繰り返しませんけれども、減税の要求あるいはほかにも言えば、徴兵制反対とか、あるいは憲法改悪反対とか、あるいは最低賃金制の確立とか、そういう政治課題をひっ提げて、それを総評傘下の組合員あるいはそれに賛成して集まってきた人たちに對して、しっかりと普及宣伝をして徹底して意思の統一を図ってやっているとこのうわげなんですよ。物事は具体的に、これは。

○後藤田議員 だから安藤さんの御質問は、もと「政治活動を行う団体」になっておる。同時に、それが政談演説になっておる、同時にまた、それが政策の普及宣伝になっておるという前提で御質問のようでございますから、その場合には該当いたしますよと、こう言っているわけですね。したがって、それが政談演説に該当するかしないか、あるいはまた、政策の普及宣伝に該当するかしないか、そこらは事実認定の問題になるのだ、このことをはつきりと申し上げておきます。

○安藤委員 まさに政策の普及宣伝をやっている。「政治活動を行う団体」だという認定になれば規制の対象になる。私がいま具体的に尋ねしているのは、まさに政策の普及宣伝、政治目的を持った集会。その集会によってその団体は「政治

活動を行う団体」と認定される。されなければおかしいと思うのですよ。今度この改正案が通ったら、何もしていなかったら、警察は一体何をやっているのだと逆に怒られると思うのですがね。だから、そういうことで具体的なお話をしているのですよ、その場合はどうなんだと。

○後藤田議員 あなたの御質問は、それはもう事実認定の上においても「政治活動を行う団体」だ、こういう前提ですから、それは一つの前提は決まった。その次は、それが政談演説に該当するかどうかがこのこととでございます。その事実認定も、あなたの御質問は政談演説になるという前提で、御質問、ならば、それはその次の段階に入ります。それは政策の普及宣伝になるのかならぬのか、これもなるのだと。言う。この三つの条件を満たした前提での御質問に對して、その場合はありますよ、私はこう言っている。

しかし、いまあなたが具体的に挙げている事実が、それが政談演説になるのかならぬのか、あるいはまた政策の普及宣伝になるのかならぬのか、これはそのときの事実認定いかんによりますよ、ならなければそれは該当しません、こういうこととでございます。

○安藤委員 そこで、いま後藤田さんがおっしゃったような認定をするについては、相当離れたところでおったのではわからないし、やはり、その中身を聞く位置に、認定をする人がいなければならぬのだと思いますが、どうでしょうかね。

○後藤田議員 これは通常、選挙期間中というところになりますと、警察というのは選挙の自由妨害というのを憶病過ぎるほど憶病になって警戒をするのですよ。だから通常そんなものをや、わざわざ内偵の人間を出すなどということをやっているわけですね。そうでなくて、事柄が選挙という時期に入っているがゆえに、そういう場合には必ず相手側から、あんなものを選挙期間中にやるとは一体何事だという、いわば訴えが出てくるわけですね。そうすると、それは放置ができないということになって、初めて警察は、そういう事実があるのか

ないのかということ調査に行くというのが実態なんです。事前からそこへ内偵員を派遣して、これは選挙法に違反になるかならぬかということをやするようなやり方を警察はとっておりますん。(「やっていると」呼ぶ者あり) やっていない。それはどうしてかという、それはやはり何といつても選挙の自由を妨害してはいけないのですよ。そういうことですから、大変慎重な扱いだと私は思う。

改めてもう一遍言いますが、あなたの御質問は「政治活動を行う団体」であって政談演説に該当して政策の普及宣伝にも当たる、この三つの条件を満たした場合に、御質問のような総評ですか、それがこういう演説をやるとき拡声機を使うのだと言うから、それは該当しますよと言っている。その事実認定は、その状況によるのだ。そして、その事実認定は、それじゃ内偵まで出すのかと言うから、内偵なんというものは今日は選挙運動の際にはやっておりますんよ、訴え等があれば別ですよ、こういうことを言っているのです。

○安藤委員 総評がそういう個人演説会をやるかどうかという話を私はしているのではないですよ。いま言った具体的な減税の要求の問題について決起集会を開いているということなんです。政策の普及宣伝をやっているのですよ。選挙の自由をできるだけ妨害しないようにというのはいくらもまえることです。しかし、それは確認団体、政党が含まれると思うのですね、あるいは候補者か、等々に対するものについては、それでもある程度相当あるのですが、わりと気を使っている面もあると思えます。しかし、そうでない場合は幾つかの集会に對して、なかなか執拗ですよ。

そこで、私は警察庁にお尋ねしたいんですよ。総評が政治的な課題を掲げて、その実現のために決起集会をやっている、意思徹底して、これからさらに行動に移ろう、こういう集会を拡声機を使ってやっていると。先ほどあなたは警告することになろうと思うとおっしゃったですね。警告をする

○漆間説明員 御質問に対して直接

うな問題はあつたわけでありました。従来も同じような問題はあつたわけでありました。それは、確證団体以外に禁止されるような事柄を行うことは、確證団体以外に禁止されているわけでありました。それは、拡声機を使用すると否にかかわらず禁止されているわけでありました。したがつて、拡声機の使用が今回新たに追加されたから、新たに問題となつたということでは決してないわけでありまして、従来も同じような問題はあつたわけでありました。

そこで、いまの問題について、今度はお答えしたいと思いますが、いまの問題でございまずれば、まず問題は、その総評が「政治活動を行う団体」に当たるかどうかが第一点、それから第二点は、そこで行われている行動が規制される種類の態様の行動であるかどうか、それが問題なのであります、それに該当する場合であれば、それが目の前で行われていればどうするかと聞かれたから、そういう場合であれば警告いたします、こうお答えしたわけでありまして、前提については、やはり事実認定の問題がありますから、具体的な事実関係を踏まえた上で判断をしていくことになろうというところでございます。

○安藤委員 前の答弁と同じような、後藤田さんと同じようなことを私は伺っているんじゃないのです。警告することもあると言う以上は、警告するためには、その現場にいなければならぬんじゃないかと言っているんですよ。

○漆間説明員 御質問がずっと継続してきておりますので、まず、その前提の部分について申し上げますので、まず、その前提の部分について申し上げますので、ただいまの御質問にお

○安藤委員 その団体がそういう「政治活動を行う団体」かどうかということを確認するために、いろいろ情報活動を行う、そういうことですね。それはいまおっしゃったです。そして、その一つの目安として、当該集会がそういう政治目的を持った集会かどうか、そして政策の宣伝をやっているかどうかということがあつた。あなたは、集

会は開かれるんだし拡声機を使っているんだ、これからも別に変わりないんだとおっしゃるのです。が、今度は拡声機を使っているかぬということになるんですよ。拡声機が問題になるんですよ。だから拡声機を使わなければいんだけれども、拡声機を使っておるということになれば、拡声機を使わないようにという警告をするんですよ。どうです。

○漆間説明員 いま御質問のような形態で、たとえば野外で集会を持って、そこで御質問のようなことが行われているというようなことであります。通常は政談演説会なりあるいは街頭政談演説会なり、それに該当すると思うのですね、その内容が政治活動であれば。したがって、その場合は従来も同じように規制されているわけでありまして、拡声機を使用すると否とにかかわらず同じだと申し上げているわけであります。(政談演説会も含む)と言っていますが、それは従来も規制されているわけであります。

○安藤委員　だから、それは最初に私は確認したんですよ。確認団体が、最初に言ったその三つ

○漆間説明員

導する。ように御質問されているわけですが、やはり警察は捜査機関でありますから、具体的事実事に基つて具体的に判断していくより方法がないわけでありまして、いまのように仮にこういう場合はどうか、仮にこういう場合はどうかというような御質問には、なかなかお答えしにくいわけでございますので、一般論としてお答えしているわけであります。(「それでは審議にならぬじやないか。具体的に」と呼ぶ者あり)ですから、そういう御趣旨で御了解をいただきたいと思ひます。

○安藤委員 いま私は、すぐれて具体的な話をしているのですよ。そして、こういう具体的なこのので、場合にとりうるんだということを言っているのです。すよ。あなたの方方は、そういう規制の対象になるという前提というお話ですな。私は、もうすぐれて具体的な話をしておるのです。

時間ありませんからあれですが、そうすると、そういうときには警告をするんだということまでいったのですよ、いいですか。そういう段階までいって、警告するんだ。警告をしてももう段階に来ているのですよ。いいですか、そう

○漆間説明員 それは事案の内容に応じて適切に対応します。

○安藤委員 適切に対応することとは——話が前に戻ってはいけませんよ、そうすると、そういう規制の対象になると判断して——判断しなければならぬのです、そうでしょ。あなた、警告しないのです、そうでしょう。あなたが、警告するとおっしゃったのですから。警告しても使用をやめない場合は適切に判断する、それは具体的にどういうことですか。

○漆間説明員 その前提として、警告をするためには法律違反の状態があるということが前提でありますので、ですから、あるかどうかというのがあります。問題なのであります、あるかどうかは具体的な事実に基づいて判断すべきであると私は申し上げているわけであります。

○安藤委員　そういう判断をして警告をするという段階まで来て、そして、その警告に対して従わなければならないという話をしているので、まず適切に判断するのとあなたはおっしゃった。また話をもとへ戻す。適切に判断するというのは、具体的にどういうことかということです。

○漆間説明員 それはやはりケース・バイ・ケースでありまして、ケースによつて違ふわけであります。

○安藤委員　そうしますと、その段階、適切に対応する仕方が、その当該集会の趣旨とか目的とか、あるいはその当該団体の性格とかというようなことと、また左右されるということになるのですか。それでは警察は、そういう規制の対象になるというところまで判断をして、なおかつ拡声機を使っても、そのまま使用を認める場合と、そうでない場合と、違うんだということになったら、せっかくこれは法律をつくっても何にもならないじゃないですか。どうです。

○漆間説明員 先ほども申し上げましたように、

ような前提になるとは決まりません。私は、一昨年の千代田区でしたかね、千代田区の会合の内容を知りませんから、それは該当するかせぬかよくわかりません。わからぬが、しかし、その場合でも、純粋に、だれも税金がかかるのを歓迎する人は余りいませんから、本当に税を何とかしてもらいたいのだというだけのことであるならば、私は、それはちよつと「政治活動を行う団体」が政策普及宣伝しているとは認定しがたいと思うのです。しかし、そこに政治目的を持ってやっておったということになると、それはあきまへんよ、こういうことになりはせぬですか。だから、それはあくまでも事実認定の問題で、私は、あなたの仮定の前提に問題がある、こういうふうに思うのです。

○安藤委員　そこで、その当該集会——いま私がいろいろ言いました具体的に行政された集会ですが、その集会がそういう政策普及宣伝、政治目的を持った集会かどうか、いま後藤田さんがおっしゃったその前提ですね、かどうかということをやっぱり認定する必要があると思うのです。

認定するにはどういうような方法で認定するのか。この前の大林さんの答弁によりますと、証拠によって協議し、判断する。証拠を集めなければいかぬと思うのです。そのためにはどうするかということですね。

○大林政府委員　証拠がなければいかぬ。その証拠の認定をどういうふうなことにするのかということになりますれば、法律の解釈その他につきましては選挙管理委員会なり私どもで、いろいろ御協議に應ずるわけでありすけれども、事実の把握の問題につきましては、これはやはり取り締まり機関の方で措置されるということになるかと存じます。

○安藤委員　取り締まり機関の措置ということは具体的にどういふことなんでしょうか。具体的にずばつと答えてください。

○漆間説明員　ある団体が公選法上の「政党その他の政治活動を行う団体」に当たるとかどうかを認定する場合には、警察といたしましては、その団体の目的なり組織構成なり活動の実績等に関する各種の資料を総合的に検討して結論を出す、そういうような方法で客観的に判断をいたしております。

○安藤委員　どうも、くつの上から何かかゆいところをかくておるみたいな答弁しきれないのです。そうすると客観的に判断するための証拠の収集活動をする、先ほどおっしゃったですね。どうですか、それに間違いはないですね。もう一遍答えてください。

○漆間説明員　資料を収集するというふうに申し上げたのであります。

○安藤委員　時間が参りましたのであれですが、最初に質問をいたしまして、私の質問が終わるまでの間に調査をして、電話でも確かめてほしいということをおっしゃいましたが、それはどうなりました。

○漆間説明員　全学連につきましては、中野署に道路交通法上の使用許可の申請がございまして、その内容は、学費値上げ反対、政治反動阻止というような内容であったということでありまして、それが、したがって、全学連がこのような活動を行うということとは、政治活動の規制のある、選挙が行われている区域については、政治活動の規制にひっかかるおそれがあるので、その旨を注意申し上げたところ、その地域を除いて申請があつたということでありまして、それから新日本婦人会に、それから民青につきましても、代々木署に同様の申請がございまして、同じようなことで注意をしたところが、その地域を除いて申請書が出たということでありまして、それから新日本婦人会についても同様でございます。

たということであるというように報告を受けました。

○安藤委員　だから、そういう指導をしたということばかりです。

委員長、質問しなければいかぬことがまだ非常にたくさん残りました。きょうは時間が来ましたので終わります。

○久野委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時四十三分開議

○久野委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員　きょうは後藤田議員にいろいろお尋ねをしたいと思いますが、いま自民党の中で、いろいろ現行憲法を改正しろという議論がございまして、その現行憲法を改正しろというのは多分に九条その他に関連しているんだらうと思うのであります。その後に後藤田議員は、憲法九十九条、いろいろ天皇、摂政等もありますが、国会議員はこの憲法を遵守し擁護をするという、この第九十九条についてはどういふお考えか、最初にお答えをいただきたいと思います。

○後藤田議員　これは当然現行憲法を遵守しなければならぬと思います。

○堀委員　私も、恐らくそういうお答えがある、こんなふうに思っておったんでありますけれども、そこで、現行憲法の四十七条は「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」となっております。この点について、後藤田さんはどうお考えでございますか。

○後藤田議員　当然、憲法に従って、憲法の認めておる範囲内において法律で定めていくということであろうと思います。

○堀委員「法律」という字句の解釈の問題はございすけれども、要するに選挙制度のようなものは政治の基本にかかわる問題でございますから、少なくとも国民をかなり拘束する制度でございます。同時に、その拘束の仕方によって選挙が公正に行われるかどうかというのを決める制度でありますから、私は、この「法律で定める」ということは非常に重要な意義を持つておる、こう考えますが、後藤田議員はいかがでございますか。

○後藤田議員　仰せのとおりでございます。

○堀委員　そこでお伺いをいたしたのでありますけれども、実は今度の自民党提案になりますところの公職選挙法の一部を改正する法律案の中で、すでに質疑が行われておるようでありまして、けれども、第四百三十三条第十五項第一号に關して、「後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札及び看板の類の数は、同一の公職の候補者等に係る後援団体を通じて政令で定める総数の範囲内とするものとする」ということらしいですね。

私は、政令に委任をするということは、要するに非常に細かい問題であつて法律事項の必要のない範囲のものを政令に委任することは、それは差し支えない、こう思うのです。しかし、ここで第四百三十三条第十五項第一号に關する立て札の総数の範囲というものは、私は、どう考えても憲法四十七条に違反をする、言うならば憲法違反だ、こう理解をするわけです。ですから、提案者は少なくともこの問題について、総数とは、あなた方はどう考えておるかという問題なくして、こういう法律案が提案されておること自体、私は非常に遺憾だと思つております。その点について後藤田さんの御見解を承りたいと思つております。

○後藤田議員　御承知のように選挙法というのは、きわめて重要な、政治の運営そのものに關係する、同時にまた、今日の政治は政党政治でございますから、その政党の消長に直接響くような重要な事項と、同時にまた大變技術的な面と、これは二面あるわけです。

たというところであるというように報告を受けました。

○安藤委員　だから、そういう指導をしたということばかりです。

委員長、質問しなければいかぬことがまだ非常にたくさん残りました。きょうは時間が来ましたので終わります。

○久野委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時四十三分開議

○久野委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員　きょうは後藤田議員にいろいろお尋ねをしたいと思いますが、いま自民党の中で、いろいろ現行憲法を改正しろという議論がございまして、その現行憲法を改正しろというのは多分に九条その他に関連しているんだらうと思うのであります。その後に後藤田議員は、憲法九十九条、いろいろ天皇、摂政等もありますが、国会議員はこの憲法を遵守し擁護をするという、この第九十九条についてはどういふお考えか、最初にお答えをいただきたいと思います。

○後藤田議員　これは当然現行憲法を遵守しなければならぬと思います。

○堀委員　私も、恐らくそういうお答えがある、こんなふうに思っておったんでありますけれども、そこで、現行憲法の四十七条は「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」となっております。この点について、後藤田さんはどうお考えでございますか。

○後藤田議員　当然、憲法に従って、憲法の認めておる範囲内において法律で定めていくということであろうと思います。

○堀委員「法律」という字句の解釈の問題はございすけれども、要するに選挙制度のようなものは政治の基本にかかわる問題でございますから、少なくとも国民をかなり拘束する制度でございます。同時に、その拘束の仕方によって選挙が公正に行われるかどうかというのを決める制度でありますから、私は、この「法律で定める」ということは非常に重要な意義を持つておる、こう考えますが、後藤田議員はいかがでございますか。

○後藤田議員　仰せのとおりでございます。

○堀委員　そこでお伺いをいたしたのでありますけれども、実は今度の自民党提案になりますところの公職選挙法の一部を改正する法律案の中で、すでに質疑が行われておるようでありまして、けれども、第四百三十三条第十五項第一号に關して、「後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札及び看板の類の数は、同一の公職の候補者等に係る後援団体を通じて政令で定める総数の範囲内とするものとする」ということらしいですね。

私は、政令に委任をするということは、要するに非常に細かい問題であつて法律事項の必要のない範囲のものを政令に委任することは、それは差し支えない、こう思うのです。しかし、ここで第四百三十三条第十五項第一号に關する立て札の総数の範囲というものは、私は、どう考えても憲法四十七条に違反をする、言うならば憲法違反だ、こう理解をするわけです。ですから、提案者は少なくともこの問題について、総数とは、あなた方はどう考えておるかという問題なくして、こういう法律案が提案されておること自体、私は非常に遺憾だと思つております。その点について後藤田さんの御見解を承りたいと思つております。

○後藤田議員　御承知のように選挙法というのは、きわめて重要な、政治の運営そのものに關係する、同時にまた、今日の政治は政党政治でございますから、その政党の消長に直接響くような重要な事項と、同時にまた大變技術的な面と、これは二面あるわけです。

そこで、いまおっしゃったようなことはどちらに理解するのか。これは表現の自由という観点から見れば大変重要ではないのか、おっしゃる通りでございます。しかし同時にまた、これはきわめて技術的な決め方でもある。これはどちらに理解するかというところだと思います。堀先生は、これは憲法違反の疑いがあるのではないかとおっしゃるけれども、それはちょっと無理じゃないのか。これはやはり合理的な決め方の問題ではないのか。そうして同時に、そのことは国会のみならず立法の過程で判断をして決めれば、それによって憲法違反なんという問題は起きないのではないかと、かように考えます。

○堀委員 いや私が言っておくことは、要するに四十七条は「選挙に関する事項は、法律でこれを定める」ということになっているわけですね。確かに、それは政令に委任することも法律の定めになるかもしれないけれども、そんなむずかしい問題だと思わないのです。総数を幾らにするか、なんというところは、自民党内で討議をした結果があれば、自民党としてはこう考えるというものがここに出来るのが、法律事項としてしかるべきである。どうも、ちょっと伺ったところによると、これは明確になっていないというところでありまして、自民党はどういう形の総数を考えておられるのか。結果的に政令に委任するとしても、政令に委任すると書いておられるけれども、この公の場で、その数は自民党はこういうふうに考えておりますという発言がなくて、この法案の審議をこれ以上進めるわけにはいかない、私はこう思うのです。

○片岡議員 これは政令で決めることになっておるといふのは、いまお話しのとおりでございます。これはひとつ各党とも十分よく話し合せて、国会議員の段階、それから国会議員でも全国区の段階、その他のいろいろ種類がございますので、それらにに応じて、ひとつ十分よく話し合せて決めましょう、こういうことになっておりますので、同じ土俵の上でということ、その土俵を決めるの

はみんなでも相談してやる、こういうことにしておるわけでございます。

○堀委員 こういう法律案を与党が提案される以上、事前にその措置がされて、要するに与野党間で一致したものをここで答えたい、だくような手続が当然行われてくるべきではないのか。その点では私は、立法者側が少し安易に問題をお考えになっておるような気がして仕方がない。やはり法律というのは、国民の権利義務に関して、これを拘束するものでありますから、私どもとしてはそれなりに、この法律を審議する場で、国民の前に明らかにしなければならぬ問題は明らかにしていかなければいかぬ、こう思うのです。それを、要するに法律ができた後で、みんな寄って相談をしようということになりまして、これは、憲法四十七条が選挙に関する事項を法律で定めろということを言うとおけると同一内容のものとは必ずしも理解をしがたいというのが私のいまの考え方でございますが、それについてのお答えを少しいただきたいと思ひます。

○片岡議員 この法案を前臨時国会で提案いたす前に皆様と御相談しました。そしてその段階では、ひとつ審議の途中で十分話し合せてやる、こういうことに話し合いが済んだわけでございます。したがって、いろいろお話し合いにか、あるいはその直後に、いろいろお話し合いで決めた、かように思うのですが、いまの先生の御趣旨からいって、憲法上の大事な委任の政令であるから、できるだけ早くやれとおっしゃる意味は十分よくわかりますので、採決の前ぐらいに何とか話し合いができた、いたしたい、かように思っております次第です。

○堀委員 いま、ここまできて、あと残っておるのは、いま片岡議員のおっしゃったように後の時間、少なくとも処理をするということになると思ひますが、採決後ということは、これは問題がございますので、やはりこれは問題をはっきりさせた上で、われわれはこの法案には反対でありましても、採決に参加をしたい、こういうふう

うに思ひますので、その点をひとつ明確にお答えをいただいたら、次の問題に入りたいと思ひます。

○片岡議員 いま申し上げましたように採決前にひとつ、それを皆さんと話し合せて決めたい、かように思っております。

○堀委員 その次に、第六十四条の六第三項、第二百一条の十二第四項関係でありますけれども、「選挙運動のための街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまつてすることのないように努めなければならない」ということあります。長時間というものはきわめて不明確な表現でありまして、このようなあいまいな表現を法律で用いることは、いろいろと後でトラブルを起こすものになるわけでありまして、特に選挙法というものは公正を期するための法律でありますから、問題が明確でなければならぬと思ひます。

そこで一体この長時間というのは、たとえば一時間を超えてはならぬとかいうことなら一般的な常識でありますから、要するに、その長時間というものの限度ですね、どこから超えたら長時間で、どこまでが長時間ではないのか。もちろん、そこには一般的な常識という物差しがあるのは当然でありますから、これについては一体提案者はどう考えておられるのかをお答えいただきたいと思ひます。

○片岡議員 これも、その場所あるいはその場合、それによつて非常にいろいろ違ふと思ひます。たとえば社会党の委員長が来られるとか、あるいは総理大臣が来られるとかというような場合、そういう重要な場合においては余り時間的にそう区切るわけにもなかなかいかぬと思ひます。ところが朝の駅前におけるあいさつとかいうような場合には、これはやはりお互いに譲り合つてフェアな戦いをするという意味で、お互いに話し合つてその場で決めていく、こういうことが望ましいと思ひますので、一般的に申しまして場所及び時間というものを、その場合、場合で一律に決めることは非常に実情にそぐわない場合が多いと

思ひますので、それらのことを考えまして、これは単なる訓示規定のようなものになりまして、お互いに譲り合つて、そしてフェアに選挙戦を戦おう、こういう意味から、その場合、場合で話し合つて、できるだけ円満に決めていく、かやないか、こういうのがたてまえで、その良識に期待をして、こういう訓示規定のようなものにした次第でございます。その点、御理解を賜りたいと思ひます。

○堀委員 私は、選挙法というふうなもので訓示規定なんというものが一体存在価値があるのかどうか非常に疑問に思つてございまして。ですから訓示規定が書かれたら、それが全然行われないうふうなものであるならば、法律の権威に關して、そういうふうな守られもしないような訓示規定を法律に入れることに問題がある。率直に言ひまして、現在の選挙法の中で法律が禁止しておいても実際にはなかなかそのとおりに行われていない問題は実はたくさんあるのです。法律でかなり厳しく、きちんと書かれていても、それが守られないというものが現在の実態であります。にもかかわらず、さらに守られもしないだらう訓示規定を選挙法の中に書き込むということは、法律の権威という面から見ていかげんなものであらうか、こういう感じがいたしてならないのでございまして、その点はいかがでございましてか。

○片岡議員 おっしゃる通り、ことに選挙は戦いでございまして。したがつて非常に厳しいものであることは私もよくわかります。したがって、選挙法を決めるときは性悪説に基づいてやるのがよろうなどと、私の方の選挙制度調査会会長であられる竹下さんがよくおっしゃるのですが、まさにそうだと思います。しかしながら、この前の政治資金規正法でも、たとえば個人に対する献金を、それぞれの政治団体といひますが、届け出団体、後援会なり自分の持つておる政治団体に届け出をすることになっていて、これについて罰則がないわけでございます。この場合にも、いま先生がおっしゃったような議論が非常に熱いわけ

ございます。しかしこれも、いやしくも国民の選良として選ばれて出てくる、こういう以上は、そういうことに全然かわらないで、非常に良識のない種類の人であるというようなことを言うのはどうかと思います。選良として、いやしくも国民の代表になるという人だから、ことに民主主義の代表者として出てくる人ですから、規則を守る、こういうことでいいんじゃないかというように、とで御理解がいて、皆さんの御了承を得て法案が成立したことは先生御承知のとおりでございます。

われわれも、この場合、決め方が非常に困難であり、技術的に非常にむずかしいというように、余り、いまおっしゃるような期待ができません。いかもしれぬが、良識を期待して、ひとつ話し合いの一つのきっかけといえますが、基盤をそこに置いて、そして話し合いをしていこう。恐らく話し合い等で、普通の場合には約一時間ぐらいいろいようなことになるんじゃないかと思いますが、そういうようなことを基準にして話し合っている、こういうようなことを期待しておるわけでございます。

○堀委員 政治資金規正法の問題は手続論でございますから、それなりの意味があると私、思うのです。要するに届け出団体に、個人で入ったものはひとつ届け出なさい。それはやらない人もあるかも知れません。しかし、このぐらいいいことはやったら、別にどうということはない。これは手続を規定するのですから、それが実行されるかどうかは別として、手続論として私は法律として意味があると思うのでありますけれども、これはどうも「長時間」なんという式のごとで一定の場所であるというの、手続でもなければ何でもありません。いま片岡議員がおっしゃった、そういう良識の問題は、それは当事者が相互に話し合って決めればよいことでありまして、ですから率直に言う、私ども大体のときは話し合いをして、そういう処理をしているのですが、場合によっては大変硬直的で、ともかく一向に話し合いに乗っていない。

ただけないという場合もあるわけですね。

だから率直に言いますと、そういう方たちは、こういう訓示規定があるうとなかろうとだめなんですね。だから、この部分は削除をしたらどうか。要するに、ここでみんな議論をしているわけ、各党ここにおられるわけですから、お互いが良識の党であれば良識の範囲で対応する。ですから、いまごろになって大変申しわけないのですが、私が申し上げたいことは、法律の権威というもの、私どもはもとと真剣に考えなければいけないのじゃないか。国民を拘束し、その権利義務にかかわる問題を、たとえば定数が割れてでもやろうなんというのはもつてのほかだと思ふのです。が、それにあわせて余り無責任なことを法律に書くべきでない。それだけ私も立法院の者は真剣に法律という問題をわれわれの責任において考えなければならぬのではないかと、こういう気持ちでいたすのでございます。その点について、ひとつ——これはあつてもなくても、そう大して変わらないのなら、この際、これは皆さんの方で削除をされたらいかがか、こう思ふのであります。どうでしょうか。

○片岡議員 確かに先生のおっしゃるような点もあるかと存じますが、ないのとあるのでは話し合いの基盤において若干の違いがあるのじゃないか。お互いに、いままでも私もいろいろ経験がございまして、候補者と候補者の間、選挙事務所責任者と責任者の間では大体話し合いがつくものでございまして。ただ、選挙運動をやっておる第一線の人同士で、場合によつたら言い合いをしたり、けんかになるような場合もございまして。しかし私は、できればもっと上の方の選挙事務所の責任者といつたようなところで、そういうことを話し合うきっかけをつくる、一つの大事なものであるというふうに考えますときに、全然役に立たぬものとは考えておらぬわけでございます。できるだけひとつ御理解をいただいて削除をしないでいきたい、かように思つておる次第でございます。

ておられることは違ふのじゃないかと私は思うのです。この表現からするならば、一人の人間が一定の場所で長時間やつてはいけない、こういうことなんです。しかし、いまの提案者のお話を聞きますと、たとえば各党競合したようなときに、お互いに譲り合つてやろうではないかというのなら、同じ訓示規定でも、そのように書いたらどうなんでしょうか。

どうもそこところが、法律の表現が何か街頭演説を制限するかのとき表現にこれは受け取られるわけですね。街頭演説の時間を制限することではなしに、要するに公正に街頭演説の機会を各候補者はひとつ配慮をすべしということなら、私は、それなりに意味があると思うのです。しかしこの表現では、要するに街頭演説を一カ所で長時間にやつてはならぬということ、私に言わせればやはり憲法の表現の自由による大きな支障を来す考え方に繋がるといふことでありますから、この点はちよつと——いまの御説明がありまして、その趣旨は了としますが、それならばその趣旨が正確に出るようには法律を書くべきではないのか。これだけでは、まさに言論表現の自由を拘束するといふことになりかねない。一時間というのでも、場合によつては二時間やらなければ十分でないといふ場合もあると思ふのであります。その点についてはいかがでありましょうか。

○片岡議員 いま先生のおっしゃる通りに、一時間では間に合わないこともございまして、そうでないこともあります。さうした場合、場合によつて非常に違うものだから、こういう書き方になつたわけですが、ただ「同一の場所にとどまつてすることのないように努めなければならない。」お互いにそういう良識を持ってやろうじゃないか、こういうつもりで書いてあるのではありませんか、これは決して言論の自由を束縛するとか拘束するとかという書き方になつていないというふうにも私には思えないわけで、その点は見解の相違かも知れませんが、御理解を賜りたい。

○堀委員 場所によつて、同一の人がずっと聞いているのなら、一時間というのは大変長い時間なんです。しかし、駅頭のようなところでやっておりますと、要するに人は流れているわけですが、立ちどまつて聞いてくれる人があるということ、私どもは期待してやるわけです。

私の個人的なことを申し上げて恐縮でありますけれども、私どもの選挙区は阪神間でございまして、そうすると最も有権者に話を聞いてもらふ機会といふのはどうしても駅頭なんです。朝七時から私どもは街頭演説が可能になりますから、大体私どもの駅のところでは、最終が八時二十分ぐらいままで大変たくさんの方が実は通勤をするわけで、その人たちにごくわずかず、短時間ずつだけれども話を聞かしながら、少なくとも一時間二十分は連続して一カ所でやるわけですね。それは聞く側からすればごく短時間ですから、私も電車の発着その他をならみながら、大体二分から三分の話を交互にやる。確かに御近所の方には大変迷惑をかけますけれども、しかし、これは私どもに許された言論による選挙運動の非常に重要なフアクターでありますから、それをひとつやりたい、こうなるわけですね。

ですから、要するに長時間一カ所にとどまるという内容が、こんなことは同じ人間を相手に一時間もしゃべれるはずはないのです。そうすると、この「長時間にわたり」とか、こういう表現が一体何を意味しておるか、実際には、非常に問題があるので、制限をしなければならぬというの、公正のために制限をしなければならぬというのなら、それなりの事由が明確にされていない法律事項というものは、これは私は非常に問題がある、こんなふうには考えるわけでありまして。

ですから、この点については、まだ採決までに時間がございまして、これは各党の方、一遍ちよつと御検討をいただいて、それなりに意味のある表現にするというのなら、それなら私はわかります。さっきの片岡議員の御発言のように、ある一カ所に集中してまずいから、お互いが譲り

合つてやろうというなら、そのような表現で、要するに選挙の公正を守るために、一カ所において候補者その他が同一の場所で街頭演説をする場合にはお互いに時間の配慮をして行うこととすべきであるなどするか、何か訓辞規定でも、そういうことなら、こういうことがあるから選挙事務所では下部に十分徹底して、お互いがそういうふうな話し合つて決めようということになり得るけれども、この表現だけでは、そんなことに何にもならないですよ。だから、私は、そういう意味で、ひとつ同じ法律をつくるのなら、実効があつて、国民もなるほどそういう法律が、こういうことのためにつくられておるということが理解できるというものにしなければ、法律の権威というものがないから疑われるおそれがある、こう思ひますので、これはひとつ検討事項として、お願ひをしたいと思います、どうでしょうか。

○片岡議員 これは議員立法でございまして、この議員立法をする前にも、共通の土俵をつくつていこうということで、各党とも御相談を申し上げた次第でございまして、その折には、一応これで御了承いただいております。

そういうことで、ただ先生が、それならそれらしい、もつといふ案がありそうだという御示唆を賜りましたので、ひとつ何かよい案をいただきますならば、それでまた皆さんと御相談をして決めていくことも一つの手であると思ひますので、われわれは決してこだわつておらぬつもりでおります。どうぞ御理解賜りたいと思ひます。

○堀委員 ひとつ、それでは各党の皆さんで、いまの問題について、国民にこたえられる法律内容にするということで、ひとつ御検討をいただきたいということをお願いをいたしておきます。

そこで、あとはちょっと、これまた、この法律を離れての話になるのでありますが、この間も私、政治資金規正法の法律に関連いたしまして、鈴木総理に一つ問題を提起をさせていただいておきます。それは何かといいますと、いまの自民党の金権腐敗と言われておるこの問題は、私は確か

に自民党の皆さんの中に、そういう倫理観その他で不十分な部分があるということを否定するわけではありせんけれども、それにもまして大きいのは、要するに個人本位の選挙になっておるために、心ならずもその競争には金が必要。金が必要なら、どこから集めてこなければならぬ。金が必要かということが、私は、いまの日本の選挙制度に大きな禍根を招いておる、こう考えておるわけでありまして。

この間市川房枝参議院議員が亡くなられました。私は、昭和三十四年でありまして、三年だつたか四年でありまして、ちよつとはつきり覚えておりませんが、第一次選挙制度審議会がつけられてまして、そのときに私も社会党を代表して特別委員でございまして、市川房枝さんも実は参議院から特別委員として御参加をいただいております。お互いにそのときに話し合つたことは、何と

か日本の選挙制度を政党本位の選挙にしない限り公正は阻害されるということを市川さんと話し合つたことを、この間市川さんが亡くなられたときに、しみじみと実は思ひ出したわけであります。それから約二十年がたつておるわけでありまして、それは、選挙制度審議会は、たび重なる審議をいたしましたけれども、選挙制度の問題については何一つ実は自民党政府は取り上げないという形で今日に至つておるわけでありまして。

私は、この間鈴木総理に申し上げたのは、ともかく政治倫理を確立したいなどということは、まさに訓辞規定でありまして、要するにシステムを変えない限り、訓辞規定幾ら設けてもそれは守られない。だから、お互いがひとつ政党本位の選挙で争える仕組みにすることは、いま、この公職選挙の委員会に籍を置く与野党の議員の国民に対する責任だ、私は実は、こう理解をしておるわけでありまして。

そこでこの間、私は西ドイツ方式の比例代表制をひとつ導入したらどうしようかという問題提起をいたしました。残念ながら明くる日の新聞を見ますと、共産党の赤旗紙が、社会党の堀議員、

小選挙区制を推進というような見出しが出ておるわけでありまして。私は、共産党の皆さん大変勉強家がそろつていらつしやるので、いやとんでもない記事が出たものだと思つて実は林委員にそのことを申し上げました。これは大変な間違いですと。西ドイツにおける小選挙区というのは、比例代表で総数が決まつて、その総数を、政党の一方的な拘束名簿だけに頼るのは民主的でないから、その半数だけは、政党の名簿のいかんにかかわらず、小選挙区で当選した者をもって当選者にするというための、名簿に対する選挙民の民主的介入だ、こういうふうな理解をしておりますが、何かが小選挙区を推進しているかのような記事であつたことは大変遺憾であつたということを林委員に申し上げたわけでありまして。

それでは、私はなぜ小選挙区に反対かという問題を一つ申し上げますと、いま小選挙区については二つのやり方がとられております。一つはイギリス方式です。イギリス方式の小選挙区制度というのは、比較多数当選制度なのであります。もう一つはフランスの方法であります。フランスは比較多数ではだめで、過半数の投票を得た者がいない場合には、一位、二位または一位、二位、三位をもつて再度投票を行つて、過半数の投票を得た者をもつて当選者とする、こういう制度に実はなつておるわけでありまして。

それはどういふことから、こうなつておるかといひますと、イギリスは、これからはどうなるかわかりませんが、少なくとも今日までは保守党と労働党の二大政党対立なんでありまして。二大政党が対立で、自由党はありますが大したことはありませんが、自由党は比較多数という問題には起こらないのです。大体どつちかが過半数を超えて、どつちかが過半数を割るというのが制度上の問題であります。ところがフランスは御承知のように多党化している国でありますから、比較多数でやれば、その選挙区の選挙民の意思を十分に反映しない候補者が当選する。そこでフランス

は多党化しているから、小選挙区でも二回選挙で過半数の支持のある者を選ぶ、こういうふうな制度になつておるわけです。

そこで、ただ自民党の方で、これまでいろいろと何回もございまして。かつて江崎自治大臣のとき突然として小選挙区法を提案をしてこられました。田中総理のときであります。私は、この公職選挙法の委員会では、これに歯止めをかけて、結果的に、それは提出をしないことになりましたけれども、そのときに、いつでも自民党が持ち出されるのはイギリス式の比較多数で小選挙区をやろう、こういう発想であります。だから、これは今日、日本も多党化しておりますから民主的なルールとは言えないわけでありまして、まず小選挙区は、そういう意味でフランス式の方法というなら、また二の次であります。まず第一点非常に問題がある。日本の現状に比較多数小選挙区制度を導入することは、きわめて問題があるというところで、反対なのであります。

その次に、それではなぜ小選挙区に反対いたすかといひますと、現行中選挙区でもそうでありまして、けれども、衆議院は、いまでもとかく委員会が火曜日から金曜日までということになつております。土曜、日曜、月曜——日曜は当然ですが、土曜、月曜委員会をやらぬ。なぜやらないのか。金曜火来こう称して、金曜日から選挙区に帰つて、火曜日戻つてきて国会でやる。もしこれをやらぬと選挙民が、ともかくおれたちに顔を見せないようなやつは投票しない、こういうことになおそれがあるというわけです。

私はかつて政策審議会議長を四年間やつておりました。その当時、私の地元の前市議員の皆さんから、堀さん、党もいいけれども、ちよつと地元へ帰つてくれぬと選挙にならぬぞと、こういう話でありました。しかし私は、国会議員として国政に参加をし、政党の役員として政策に参加をしておつて、実は自分の選挙よりも党務、政務の方が大切だと思つたから、申しわけないけれども、ひとつ

勘弁してくれと言って一生懸命やりました。そうしたら、その次の選挙でみごとに落選という事態が起こるわけでありました。これは、いま金堀火来をやっているけれども、選挙区に集中してないことには次の選挙に出られないのでは、政治家としての一貫性がないわけです。小選挙区になったら、実はもっと帰らなさいかぬようになるのですよ。金堀火来じゃなくて、国会は水曜と木曜だけに、ともかく木曜から帰って、そうして今度は水曜に戻ってくるということにでもしなかつたら、何しろ自分はこっちにいるが、相手の候補者は地元にて、毎日てくてく狭い範囲やられてたら、心ここにあらずで、国会で審議しようなんてことは不可能になる、私はこう思っているんです。

そうすると国政を預かる私どもとしては、その選挙区も大事ですが、要するに国政、政策をもって国民全体に奉仕をするというのが国会議員の任務ではないか。その任務を達成するためには、比例代表制ならば、これはもう選挙区へ帰ってばたいたしなくても、国政の上でしっかりとがんばり、そうして、いい政策で政党同士が争うということが、初めて近代的な民主政治を確立する道だ、私はこう考えているわけです。ですから、その限りでは、いま日本のこの風土で政党本位の選挙にしようとするならば、何としても西ドイツ方式を導入する以外に道はない。私は、それを単に政党の利害で言っているわけではないのであります。

それはなぜかといいますと、実はこの前ちょっと試算をしてみました。ドント式とかいろんなものを使いまして、これまた偏差が出ますので、単純に比例代表をウェイトで計算してみると、やり方をしたら、この前の同時選挙、総選挙のときのあの議員の配分がどうなるかというのをちょっと試算をしてみました、あの選挙で自由民主党として当選した人は二百八十四名でございました。私ども社会党は百七名でありました。公明党三十三名、民社党三十二名、共産党二十九名、新

自由クラブ十二名、社民連三、無所属が十一というのが、この間の選挙の党派別の議席数であります。これを完全比例方式でウェイトで配分をしますと、自由民主党は二百四十五になります。社会党は九十九になります。公明党は四十六、民社党は三十四、共産党は五十、新自由クラブは十五、社民連は三、無所属十八、こういう形になるのです。

ですから、自由民主党と私どもが多少制度の結果としては減るけれども、この際われわれが踏み切れば、あとの野党の皆さんは、制度が変わるだけでどんと議席数ふえて、そして民意が正しく反映されるわけでありまして、この問題についての大きな反対は起こらない、私はこう見ているわけでありますね。

おまけに、そうならば今度は自由民主党の皆さんもわれわれも政策の争いになりますね。いまの中選挙区で、われわれ社会党のところは、この間二名以上立てた選挙区は十七しかありませんからね。ですから政党本位の選挙のできてないところは十七で、あとの選挙区は一名しか出てなければ、これはもう政党本位の選挙と同じになるわけです。その選挙区で候補者が一名なら政党本位の選挙と同じになる。自民党は全選挙区でほとんど複数立てておられるわけ。だから、そうなれば皆さんの方は、実は私どもとの政策の争いでも何でもないのですよね。自民党内で、いかにして当選するかという争いで、これは不毛の争いだと思はれるのです。後藤田さんは、そのことはよく身にしみてお感じになっておる、私はこう思うわけでありまして。何しろ警察庁長官をした人が選挙に出たら途端に選挙違反なんというの、後藤田さんとしては、こんな制度はどうにもいかぬと、私も以上に身にしみて、あなたは個人選挙というものの弊害に気がついておられると思う。

ですから私は、ちょっと後藤田さんに伺いたいのですけれども、ひとつわれわれ、この公職選挙法の委員が、任期中にこの問題に結論を出すとい

うくらしいの気持ちで真剣に取り組むことが、私は日本の政治が本当に民主的で、そしていまの金から離れて、国民のための政策の争いということになって、ようやく先進国の選挙制度のレベルに達する、こう思うんですね。そのくらしいことがやれなければ、私は国民の負託を受けておる国会議員として、きわめて不勉強なものだ、こう考えるのでありますが、後藤田さんのお答えをひとついただきたいと思います。

○後藤田議員　いま堀先生から大変示唆に富む御意見を交えての御質疑がございましたが、おっしゃるように今日、金にまつわるいろいろな事件があります。政治に、できるだけ金をかけないというためには、やはり今日の個人選挙から政党選挙、つまりは政策によって争うということに、私は選挙制度というものは改革をすべきであろうと思ひます。

ただ私も、いまから三年ばかり前に、同志四人でヨーロッパ各国、共産圏も含めまして、選挙制度と、もう一つはユーロコミュニズムの問題で調査に参りました。ところが選挙制度だけは、やはりその国の政治土壌が背景になっておりまして、どの選挙がいい、どの選挙が悪いと一概には決めにくい、こういう率直な感じを持ちました。

日本は、御承知のように、原敬内閣のときでしたか、だから大正十四年からでしたか、今日は中選挙区になっておる。これもまた日本の政治土壌として生まれてきた経緯があると思ひます。ただし、その後の長い年月を経まして、これは大変弊害が生まれておるというところだけは否定ができません。ことに、堀先生いま御指摘になりましたように、実際の選挙の弊害を一番感じているのは、われわれ自由民主党でございます。まさに同士打ちそのものの選挙なんです。これは、政策で争うという選挙の本義から見ましても、同士打ちなんというものは本来はあり得ようはずのない話なんです。したがって、今日の選挙制度は長い政治土壌の中で育ってきたものではあっても、やはり改

革を要する、こう私自身は考えております。

さてそこで、それならどう改革するんだと言えば、政策本位と言え、これは比例代表制あるいは小選挙区ということにならざるを得ません、これは政党間の争いになりますから。しかしながら、いま御指摘になったようなイギリス式の比較多数のやり方では、死に票の意思を一体どう考えるんだということで、私は、ああいういかにも単純な小選挙区なんてのはとるべきでないと思ひます。フランスは、御承知のとおり大変複雑な選挙制度をとっていますね。ああいう制度を何も日本がそのままやる必要はないと思う。日本の政治土壌を考えながら検討すべきは西ドイツの選挙制度、これはやっぱり参考にしてしかるべきではないのか。

西ドイツの選挙制度というのは、先生おっしゃるように比例代表小選挙区という表現が正しいと思ひます。あれは日本では小選挙区比例代表と言っていますけれども、私は比例代表制が基本で小選挙区である、こう理解する方が正しいと思ひます。これは有力な一つの参考資料であろう、かように考えております。

ただし、これが日本の政治土壌に合うのか合わぬのか、これができるかできないかということになりますと、各政党の消長に直接影響しますから、よほど各政党が日本の政治の将来を考えて、真剣に各党で論議をして、そしてともかく、いまの選挙制度は私はベターとも思わない、やはり改革を要すると思ひます。これは基本なんです。それから、こういった点は各党が本場に裸になって、国の将来を考えて検討すべき時期に来ているのではないかと、かように私自身は考えておる次第でございます。

○堀委員　後藤田さん、大体私の考えと方向としては一致したお答えをいただきました。

そこで、こういう問題は、ほっておいたら自然に固まるという問題じゃないと私は思っているのです。これは私どもの党も討議しているわけでもございませんで、私は党内で一生懸命言っている

という範囲であります。与党の中でも、いまの後藤田さんのような御意見もあることがわかりました。そう急にはいきませんでしようけれども、各党でこの問題を大いに勉強して、この通常国会のうちに、別に公式にこういう委員会であろうというのじゃありませんけれども、各党のそういう懇談会といいますか、久野委員長が非公式に主宰をされて、選挙制度改革に関する公選特別委員の懇談会というものを考えたいたいで、各党少し具体的にこの問題を勉強して、そこで議論をやってみるという道を開いていただいたらどうだろうか。

ほっておけば、いつまでたっても選挙制度みたいなものは変わらないのです。やはり私もが蛮勇をふるってやって、そのことが歴史の上では、なるほど、あのときの国会議員は勇気を持って、よくやったと言われるように、それまで日本の政治は金権腐敗で、一国の総理大臣が逮捕されて裁判で争われているなどというのは先進国としては大変恥かしいことなのですが、現象面だけを見ていたってどうにもならぬので、なぜそういうことが起きるかというシステム上の問題にメスを入れてこそ、今日のわれわれの政治家としての責任が果たされる道ではないかと私は考えておるわけでありまして。久野委員長、いかがでございますしゅうか。

○久野委員長 たいまの堀委員の発言はまことに傾聴すべきものと存じます。しかし、現にそれぞれ各党の選挙制度の問題についての調査会なり委員会がつくられておりまして、その関係者の皆さんでお話し合いが進められているやに私は承っております。

そこで、たいま御発議の中にもございましたように、政治資金に関する問題であるとか、たいま審議をいたしております運動の規制であるとか、あるいは選挙制度の基本に関する問題であるとか、広範な問題を含んでおると私は思います。でございますから、やはり当面は各政党のそれぞれの機関で話し合いを進められ、その進めら

れた結果、当委員会としてこれを取り上げるということに相なりますれば、その際には当委員会でも小委員会を設けますか、または全員の方に委員になつていただいて討議を進めるか、何らかの措置を講ずることが妥当ではないか、かように存ずるような次第でございます。たいまの堀委員の御提案については私も全く賛成でございますので、しかるべく何らかの措置が講ぜられるように各党間で協議が進められることを期待いたしておるような次第でございます。

○堀委員 私は率直に言つて、いまこの国会における審議の様式も非常に問題があると思つております。常に政府と私どもとが対立した形で議論をする。しかし、議会というものは、いま提案されておる通りに議員立法が機能として憲法上付与されておるわけでありまして、こういうような委員会もいいですけども、いまやラウンドテーブルの委員室がこの分館の中にはたくさんあるのです。

私が言っていることは確かに各党が大いにやっていたかなければなりません。各党で話がまとまらないものでは、その党の方が、そういうふうなことはなかなか言えません。私は長年こんなことをやっているものですが、ルール違反かもしれないけれども、これが日本の政治のためだと思つているので、党議で決まっていなければならない、この間から問題を提起しているわけです。それはフェアなルールだとは私も思いませんので、各党でこの問題を真剣に御討議いただきながら、いまの非公公式な形で結構ですから、ラウンドテーブルで、みんなでディスカッションをする、それが本来の国会のあり方ではないのだろうか。だから、政府とやるのもいいと思いますが、もっと議会の主体性を高めるといふ意味でも、せつかく、ああいう場がもうできていくわけでありまして、昔はこの衆議院は向かい合ひしかなかったのですが、今度はそうならない施設をつくつたということは、議会のあり方を、そういう配慮のもとにああいう施設ができたと思ひますので、いま久野委

員長も私の提案に原則的には御賛成いただいておりますので、委員長の方でもそれなりに御配慮いただき、さらに、きょうは自民党は竹下さんを筆頭に副会長すらつと出ておられるわけでございますから、自民党も真剣な御討議をいただきたいし、各党、共産党も含めて十分この問題の御検討をいただいて、日本の政治の本当に民主的な改革のために各党がそろつて真剣な討議をしようということを、委員長だけでなく各党の皆さんにもお願いしておきたい、私はこう考えるわけでございます。

きょうは突然に参つて勝手なことを申し上げたやうであります。私は率直に言つて、今度のこの公職選挙法の改正案も大事だと思ひますけれども、これに比べれば、いま私が申し上げておることは大変な開きのあることで、この私が申し上げておることは国民すべての願いだと思つています。そういう意味で、国民のそういう期待にこたえる対応を、ぜひ私どもの責任でやつてまいりたい、どうか皆さんの御協力もいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○久野委員長 新村勝雄君。

○新村委員 大分議論が煮詰まりましたし、ほとんどの問題点について、すでに議論がなされたわけでありまして、なるべく重複を避けてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず最初に、提案者にお伺いしたいのですけれども、言うまでもなく政治は国民のものであり、したがって選挙もまた有権者本位、国民本位のものでなければいけないと思うのですけれども、いままでの選挙法あるいはこの改正案を拝見しましても、必ずしもそういうふうな思いのようです。

ややもすると政治家の立場あるいは政党の立場、むしろ選挙で審判を受けるものの立場からの発想によつて選挙法がつくれ、あるいは論議され、改正されるという面が非常に濃いついてですね。これは本末転倒でありまして、選挙をするの

は有権者でありますし、国民でありまして、政治家は、その審判を受けるわけでありまして、いままでの選挙法の発想をこの際、根本的に変えて、やはり国民本位の立場から選挙法を考えていくということがどうしても必要ではないかと思うわけでありまして。

そういう点で、私は提案者にお伺いしたいのですけれども、今回の改正案を含めて、選挙法に対してどういう基本的な態度で臨まれておるかという点について、まずお伺いをしたいと思ひます。

○片岡議員 たいま新村委員がおっしゃるとおり、やはり政治も国民のものであり、したがって、その政治を組み立てていく選挙のやり方も国民本位のものでなければならぬことは仰せのとおりだろうと思ひます。

ただ、その選挙が、やはり制度のつくり方いかんによつては個人的負担が非常に重い。先ほどからお話のございましたように、個人本位の選挙から政党本位の選挙へと変わっていくということになればまた別でございますけれども、現在わが国にあるような中選挙区制という段階では、やはり個人的に、制度の決め方いかんによつては大変金がかかる。そして、その金がかかることは、その金を調達するという意味で、やはりいろいろな無理がそこへ生じてくる、こういうことが、私は、やはり政治を公正に、正しく運営していく上の一つの大きな妨げになるおそれがあると思ひます。

そういう点で、やはり選挙のやり方については、お互いに共通の土俵をつくつて、そして現在のような中選挙区制なり個人本位の選挙である以上、できるだけ個人の候補者の負担が軽くなるように、そのことによつて政治の公正を期し、正常化を期していくことができる、こういう立場からお互いに共通の土俵について話し合つて、そして金のかからない選挙にしていくということも、私は、大変大事なことであるかと存じます。そういうしますと、どうしても自由な、奔放な、潤滑な選挙というもののやり方について、やはりある程

度の規制といえますか、それを加えていくことも、これはやむを得ないことでありまして、その限度においては、私は、国民の皆さんも御納得いただけるものと、こういうふうに思っておる次第でございます。

○新村委員 一面はそのとおりだと思いますけれども、選挙というのは、やはりこれは国民から厳密な審判を受けるわけでありまして、その土俵づくりはもちろん必要でありますし、その競争を公正に確保する制度なり規制は必要でありますけれども、やはりその基本においては、有権者から厳正な審判を受けるのだという心構えが必要だと思ふんですね。

ところが、従来の選挙制度は必ずしもそういつておりませんし、金がかかるからこうしたい、たとえば参議院の全国区にしても、金がかかり過ぎる、あるいは候補者の体力がとてつもない、だからこうするんだ、これでは発想がまさに逆立ちの発想でありまして、参議院の全国区にしても、あれはやはり憲法体系の中の一環だと思ふんですね。あの発想にしても、やはり第一院に対して第二院の存在価値をあらしむるために、そのためにはやはり全国を一つの選挙区にして、たとえば市川房枝さんのようなりっぱな人が出てこられるような制度をいねがったというのが、全国区のそもそもの精神だと思ふのですけれども、これに対する考え方が、やはり金がかかり過ぎる、あるいは選挙運動が大変であるというのであつては、これは国民の立場ではない。やはり選挙をしてもらう、むしろ選挙の客体であるところの候補者なり政党なりのエゴ、そこから発しているのではないかと、こういう感じがするわけですね。こういう心理、発想では本当の選挙制度は生まれてこないと思ふのです。

そういう点で、ひとつ自民党さん、政権党、大政党でありますから、選挙法に対する基本的な発想を変えてもらう。それからまた、私、千葉県でありますけれども、千葉県で大変いろいろ問題が起こつて申しわけないのですけれども、こういうこと

をなくするためには、いかに選挙法を変えても、それだけでは万全ではございません。むしろそれを抜本的に防いでいくためには、選挙に対する発想の転換が必要だ、私はどうしてもそう思うのです。そういう点で、政権党を代表する、そうしてまた、提案者であられる片岡先生あるいは後藤田先生から、その点について特にひとつ御見解をいただきたいわけです。

○片岡議員 おっしゃるとおり選挙は、国民からわれわれが批判を受け、そして審判を受ける、こういう立場にあることはおっしゃるとおりでございますが、私も、その見解をともにするものでございまして、たとえば、いま例にお引きになりました全国区、これを考えてみましても、私は、全国区というのは、たとえばこれを改めようという意見が出た。これは、いまおっしゃる通りに、金のかからないようにしようという発想からも出ると思ひます。それからまた、残酷区と言われるように、個人の労力の限界を超えた厳しい選挙になり過ぎておるといふようなことから、いろいろ意見が出るわけでございますが、同時に私は、国民の皆様の立場からも、全国区については、全然名前の知らない人や、一体どういう方であるか、あるいはまた、平素どういふりっぱな行動をとっておられる方であるか、口では、あるいはまた、その政見では、りっぱなことをおっしゃっておられるが、本当にそれが行われる人なのであるかどうかといふことに對する評価も、やはり全国区については国民の皆さん方自体、評価を下すに大変事実上の困難に遭つておる、こういうふうに見ることができる一面があるのではないかと、こういうふうに思ひます。そういたしますと、それをやはりもっと合理的に、国民の皆さん方の立場からもうかりよい、また批判をしやすい、あるいは審判のしやすい、そういう制度に変えていくということも、いろいろ土俵づくりの一つの基盤になる、こういうふうに思ひわけでございます。

○後藤田議員 選挙は、やはり選挙民といふか国民の意思が公正に反映する、これは基本だろ

うと思ひます。今日の選挙法はそうじゃないやないか、選挙せられる者の都合で規定がつくられているように思ふ、こういう御批判でございますが、そういう面も否定できないと思ひます。これは、先ほど言いましたように、今日の選挙法というのは、長い間の、そのときどきの改正で積み重ねられてきまして今日になっているので、私は、これが必ずしも最善のものとは思ひません。やはり先ほど堀先生のときにお答えしましたように、選挙制度全般、運動の仕方も含めまして、これはやはり根本的に再検討する時期が来ているんじゃないのか、こう思ひます。その際に、やはり基本は選挙民の意思が公正に反映するようにすることではなからうか、かように考えます。

全国区の問題は、いま片岡さんがおっしゃったような趣旨で検討しなければならぬわけでございますが、私は、こういう問題の根本は何かと言へば、やはり二院制度のもとにおける参議院のあり方、その中でいままでの全国区議員というもののあり方、これはやはり参議院の中に日本人の英知といふものをどうすれば一番集めることができるのかといふことを基本に考えて改正すべきであらう、かように私は考えております。

○新村委員 全国区の問題は一つの例として引いたわけでありましても、これに限らず、今回の委員会でも再三にわたつて論議をされた定数の問題にいたしましてもやはり同じであります、国民の立場に立つた発想でなければ、この問題は絶対に解決しないのじゃないかと思ひます。議員の立場に立つて、この問題に取り組んだのでは、とてもこれは際限がないわけでありま。恐らく国民は、際限のない定数の増加は望んでいないと思ひます。そうかといつて一対五というような現在の不均衡を国民は決して望んでおられない。しかばどういふふうにして、この不均衡の是正をするかといふことになる、議員の立場からでは、これはとても解決できませんよ、定数の減るところが仮にあるとすれば、その人は超党派で反対しますから。そういうことを議員の立場から、こうい

う選挙制度になつては困るとか定数が減つては困るといふのは、はなはだ僭越だと思ふのです。これはむしろ国民の立場、国民の感覚から考えるべきでございます。

ですから制度的には、やはり国会で論議をして、国会が決める以外にはないでしょう。一億一千万の国民が相寄つて決定をするといふことはできませんから、これは手続上あるいは技術的には国会でやるにしても、選挙制度に取り組む議員としての、あるいは国会としての基本的な心構えは、やはり国民の心を心としてやらなければ、とてもこれは解決のつく問題ではないと思ふわけでありま。この点を政権党である自民党の先生方には、ひとつ篤とお考えをいただきたいと思ふわけです。

それから、金権汚職といふようなことがたくさん言われておりますけれども、自民党さんでは、倫理委員会というふうなお話もありますけれども、この問題についてどういふふうに基本的に取り組んでいらつしやるのか、あるいは今後取り組んでいこうとなさるのか、その基本的な方針を、まず伺いたいと思ひます。

○片岡議員 政治に携わる者は国民から御信託をいただくのですから、その信託にこたえて活動する。そのためには、やはりどこまでも公の立場に立つ者としての倫理を心のもとに持つて、基本的な立場に立つて仕事に精進しなければならぬ、こういうことは当然のことと思ひます。

自民党といつたしましても、いろいろの問題が起きてきました。これは自民党に限らず、ほかのところでも、そういうふうなものがあるとき顔を出すといふことでございます。これは古今東西を通じての権力を持つ者の反省がないと、そういう過ちを犯すおそれが非常に多い、こういうことでは反省して、やはり政治に携わる者は常にその点は反省して、そういうことのないようにしなければならぬと思ひます。

そこで自民党は、御推定いただいておりますように、昨年の党大会において倫理綱領というもの

をつくりまして、そしてこの中で、非常に古い言葉ではありますが、背私向公という言葉が引かれておるわけでございます。聖徳太子の十七条憲法の言葉であります、私に背いて公に向かう、これは常に私を忘れて公のことに一生懸命にならなければならぬという基本精神であろうと思えます。これを掲げながら、いろいろの倫理綱領、実践綱領を掲げて、そしてこれを基準、基本にして今後精進していかなければならぬということを各党員の心構えとして示されたわけでございまして、われわれもこれのつとめて一生懸命にがんばっていかうと、一生懸命に努力をいたしておる最中でございます。どうぞよろしく。

○新村委員 選挙法だけではなくて、すべての政治に対処する心構えは国民本位ということ、ひとつこれから御尽力をいただきたいと思うわけであります。

次に、具体的な点を二、三伺いますが、もうほとんど出尽くした問題でありますけれども、一つは選挙事務所の問題であります。この改正案では選挙事務所の移動についての制限をかけるということですが、選挙事務所についての規模等については、午前中わが党の先輩議員からお伺いをしました。もう一つ問題は、選挙事務所の数という問題があるわけです。もちろん、これは一つに決まっておりますけれども、まず部長にお伺いしたいのですけれども、選挙事務所を一つに制限をしておりますが、選挙事務所に対する基本的な考え方は、選挙事務所の機能、それから選挙事務所を制限したその趣旨等について、まず伺いたいと思います。

○大林政府委員 選挙事務所の数につきましては、戦後特段の改正は行われておりません。戦前から数が法定をされておまして、これは当時の中選挙区の現状から、当時の議会で、いろいろ御議論いただいてお決めたのだと思えます。現在は同じ選挙区制度をつくっておりますので、従前の数をそのまま今日まで受け継いでおるところでございます。

○新村委員 選挙事務所は一つに法定をされておるわけでありまして、それにはそれなりの理由があるということでありまして、最近の例を見ますと、各市町村ごとに選挙事務所とほとんど同じような規模の、そしてまた機能も同じようなものできております。私は千葉四区でありますけれども、千葉四区の市町村、村はありませんが、規模がいずれも数十万単位ですから各市に一つくらいつくりたいところであります。そして各候補者ともほとんど、特に自民党さんは全部の市に本部と同じ程度の規模の選挙事務所をつくっていらつしやるわけですね。われわれは、とてもまねができませんから、そうはできませんけれども、こういう実態であります。こういうことを御存じですか。

○片岡議員 選挙事務所は一人の候補者について一カ所ということになっておりまして、必要があれば、この選挙事務所をどこかへ移すというようにすることが行われるわけでございます。そして従来、その選挙事務所の移動が大変頻繁に行われてきておる。そして、それがいずれも、その移動をした場所ですべてにいわゆる振る舞い酒をして、いかにがわしい選挙違反に類するような行為が行われておるといふことで、これは非常に弊害が出てくるという点をとらえて、今回この選挙事務所の移動は、多くとも一日に一回、一カ所というようにしようという規制をしたわけでございます。

ただいま先生のおっしゃったのは、そういう正式の選挙事務所でないに、それに類するものがあるが事実上できておるのではないかと、各市町村ごとに出ておるのではないかと、いろいろな話で御質問であるかと存じますが、これはどこにあって違ふと思ひますが、まあそういうことのない候補者の場合も多いと思ひます。あるいは選挙事務所らしい、またそれに類するものがあるが事実上つくられておる、といひますのは、後援会がそれぞれできておる、後援会の人たちがその後援

会の事務所若く集まってくるというような場合があるかと存じます。これらの問題は、そこで選挙事務所と同じようなことが行われておるとなれば、やはり違反になると存する次第でございます。そういう点はお互い気をつけておると思ひますが、そういう事案がある場合には、これは現に現行法でも当然取り締まられるわけでございしますから、そういう点は十分必要によつて取り締まる必要があると思ひます。

○新村委員 選挙事務所の移動制限より、むしろそういう実態を制限することの方が必要だと思ひますし、このことは拉致車どころの問題ではないと思ひます。経費の上からいっても、あるいはまた現在の選挙法を無視して、そういうことがやられておるわけですから、この両面からいって、これは大きい問題だと思ひますので、自民党さんにおかれましては、いやこれは自民党さんだけじゃなくて、われわれ自民党さんだけではなくて、選挙部の方でも、ひとつその実態を調査をされて、放置しておいていいのかどうか、そこらの点も検討したいと思ひます。

時間がありませんので、あと何点かをまとめて御質問しますのでお答えをいただきたいと思ひます。

その一つは、テレビ放送の件ですが、これは直接この改正案とは関係ありませんけれども、あの運営、録画の撮り方がきわめてかた苦しいわけでありまして。ジェスチャーを入れてはいけなかつたか、あそこ録画に参りますと非常に煩わしい注意を受けて、そういう非常にうるさい制限のもとに五分間の放映をするということでありまして、自由な気持ちで自由な政見の表現、発表ができないというのが実態でございます。何もあそこで暴力をふるうわけじゃないのですから、もう少し自由な五分間、あるいは五分間でも、もう少し自由な五分間、あるいは五分間であれば五分間でもいいのです、あんな画面を候補者の自由にフルに使わせる、こういうような運営ができないのかどう

か。それが一つです。それから、それに伴って、どの程度の視聴率が現在あるのか、有権者の関心度がどの程度あるのかという調査も、ひとつこれは選挙部の方でなさつたらどうかと思ひます。

それからもう一つは、これも改正案には関係ありませんけれども、私、先般ヨーロッパへ参りまして痛切な訴えがあつたわけですから、在留邦人の選挙権の問題であります。在留邦人は、もちろんすべての点で日本国民の義務を果たしておるわけですから、ところが選挙権については、いまだ大変な制限を受けておる。制限というのじゃなくて、これは事実上不可能であるということになりますけれども、これでは大変に不公平である、国民の最も基本的な権利、参政権を事実上行使不可能にしておるといふ実態でありますけれども、これについては、ひとつぜひ真剣に御検討をいただきたいわけですから、これは自民党さんというよりは、むしろ政府にぜひどうか、お願いしたいわけですから。現在の交通至便な条件の中では、世界のどこにいたって、これは参政権行使には事実上支障ないわけですから、制度的にひとつ整備をしていただきたいと思ひます。

○後藤田議員 日本人で海外へ行っている人の選挙権行使の問題、これは実は自民党の選挙制度調査会で、奥野さんが会長をやつておつたときでしか、若干議論をしたことがございまして、私から、とりあえずお答えをいたしておきたいと思ひます。

そういうような次第で、わが党としても放置しているわけではございません。ただ問題は、外国に住んでおる日本人、恐らくいま、これは必ずしも正確ではありませんけれども、選挙権を与えるとなれば十六万ぐらいじゃないか。その際に、一体選挙区をどう考えるのだ。海外選挙区ということをつつとすれば、やはりこの国会の中に、外国で住んでおる日本人としてのいろんな意見が国

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○久野委員長 速記を始めてください。

お諮りいたします。

ただいまの理事各位との協議によりまして、本案についての質疑はこれにて終局したといたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕〔反対〕と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 それでは、やむを得ず賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よって、本案についての質疑は終局いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和五十六年二月二十五日印刷

昭和五十六年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K